

第6期 昭島市障害福祉計画 目次（案）

協議会 (予定)	目 次 構 成
第 1 回	第 1 章 計画策定の背景・概要
	第 1 節 計画策定の趣旨と背景
	第 2 節 計画の性格・位置づけ
	第 3 節 計画の期間
	第 2 章 障害のある人を取り巻く状況
	第 1 節 障害のある人の状況
	第 2 節 通園・通学の状況
	第 3 節 就労の状況
	第 4 節 令和 2 年度末までに達成すべき成果目標の達成状況
	第 5 節 障害福祉サービス等の利用状況
第 2 回	第 3 章 計画策定のための基礎調査結果等の概要
	第 1 節 基礎調査
	第 2 節 障害福祉サービス事業所アンケート調査
	第 3 節 障害福祉団体アンケート調査
	第 4 節 アンケート調査に関するヒアリング結果
	第 4 章 計画の基本的な考え方
	第 1 節 基本理念
	第 2 節 基本的視点
	第 3 節 基本目標
	第 4 節 障害者総合支援法等による障害福祉サービス
第 3 回	第 5 章 障害者計画における施策の展開
	第 1 節 とともに支え合う共生のまち
	第 2 節 子どもが健やかに育むまち
	第 3 節 自分らしく暮らせるまち
	第 4 節 安全・安心に暮らせるまち
第 3 回	第 6 章 障害福祉サービス等の提供
	第 1 節 障害福祉計画における成果目標
	第 2 節 障害児福祉計画における成果目標
第 3 回	第 3 節 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）
	第 7 章 計画の推進に向けて

第1章 計画策定の背景・概要

第1節 計画策定の趣旨と背景

1 計画策定の趣旨

- ◇昭島市ではこれまで、障害のある人への総合計画ともいえる「昭島市障害者プラン（平成12年度）」を引き継ぐ計画として、「昭島市障がい福祉計画（平成18年度～20年度）」を策定し、その後4期にわたる見直しを行い、計画的な障害福祉施策の展開を図ってきました。
- ◇今回の「昭島市障害者プラン（令和3年度～5年度）」は、障害のある人の生活状況や意向などのニーズを受け止め、様々な福祉課題に対応するため、ライフステージ*ごとの切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指し、ライフステージに即した構成に見直すとともに、地域の関係機関や団体、関係部署との連携・協働をこれまで以上に推進する中で、障害福祉施策の総合的かつ計画的な展開を図るため策定するものです。

2 計画策定の背景

- ◇わが国では、障害のある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション*」の実現に向け、障害のある人の生活支援や自立と社会参加を促す施策が講じられてきました。
- ◇障害福祉制度については、平成15年度からの支援費制度*の導入、平成18年度からの障害者自立支援法の施行、平成25年度からの障害者総合支援法の施行により、障害福祉サービスの提供体制が整備されました。
- ◇障害者権利条約の批准（平成26年1月）を契機として、一層、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。
- ◇平成28年4月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や国、地方公共団体及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めた「障害者差別解消法」が施行されました。また、同年6月には、障害者総合支援法が改正され、障害のある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の充実を図るとともに、児童福祉法も併せて改正され、障害のある児童を支援するためのニーズの多様化に、きめ細かく対応するための支援の充実を図るなど、「第5期昭島市障害福祉計画」の策定を行った平成30年3月以降、障害福祉制度に関する法律の制定や改正が行われています。

【主な制度改正】

○障害者権利条約の批准（平成26年1月批准）

障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人の権利の実現のための措置等について定めている条約（障害者の権利に関する条約）で、平成26年1月22日に公布され、平成26年2月19日から効力が発生しました。なお、条約の締結に先立ち、障害者基本法の改正、障害者虐待防止法、障害者総合支援法や障害者差別解消法の制定、障害者雇用促進法の改正など障害のある人の意見を踏まえた国内法令の整備やインクルーシブ教育システム構築に向けた環境の整備など、様々な準備を進めてきました。

○難病法の制定・施行（平成26年5月制定・平成27年1月施行）

難病^{*}の患者に対する医療費助成制度に関して法定化することにより、公平かつ安定的な制度を確立するほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進などの措置を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」が制定・施行されました。

○精神保健福祉法の改正（平成25年6月改正・平成26年4月、平成28年4月施行）

精神障害のある人の地域生活への移行（入院医療中心から地域生活中心へ）を促進するため、国において精神障害のある人の医療に関する指針の策定、精神障害のある人の治療に対する保護者制度の廃止や医療保護入院における入院手続等の見直しを図るため、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が改正されました。

○障害者差別解消法の制定・施行（平成25年6月制定・平成28年4月施行）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や国、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげるため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定・施行されました。

○障害者雇用促進法の改正（平成25年6月改正・平成25年6月、平成28年4月、平成30年4月、令和元年6月改正・令和元年6月、9月、令和2年4月施行）

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置を定めるとともに、障害のある人の雇用に関する状況に鑑み、精神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加えるなどの措置を講ずることを目的として、「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正されました。また、令和元年の改正では、「週所定労働時間20時間未満の障害者の雇用に対する支援」として、民間事業者への給付制度や、障害者雇用に関する優良な事業主の認定制度が創設されました。

○障害者総合支援法の改正（平成28年6月改正・平成30年4月施行）

障害者総合支援法施行3年後の見直しを踏まえ、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障害のある高齢者による介

護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うことなどを目的として、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が改正・施行されました。

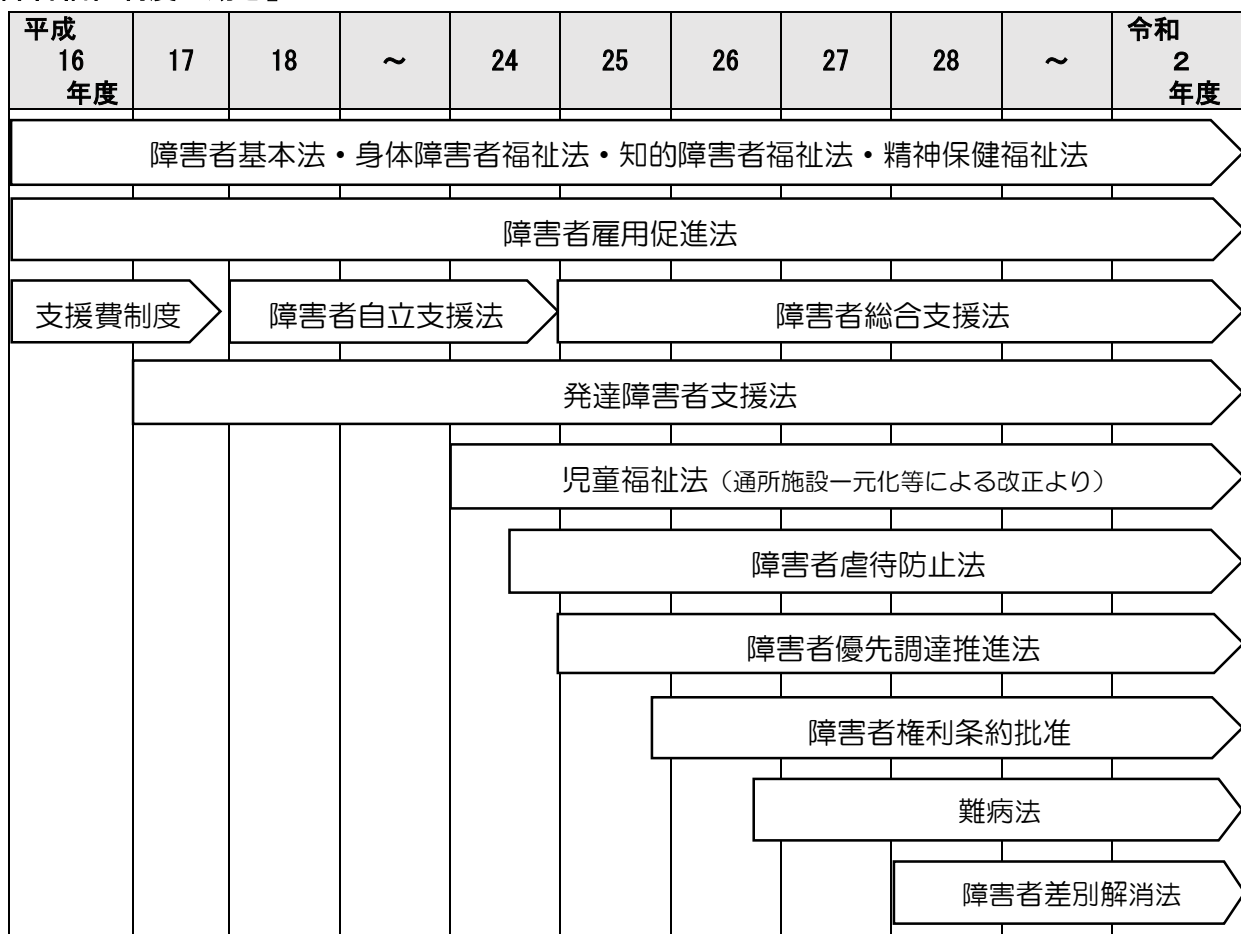
○児童福祉法の改正（平成28年6月改正・平成28年6月、平成30年4月施行）

障害のある児童への支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、居宅訪問により児童発達支援を提供できるサービスの創設、医療的ケア^{*}を要する障害のある児童に対する支援やサービス提供体制を計画的に確保するため、障害児福祉計画を策定することなどを目的として、「児童福祉法」が改正・施行されました。

○発達障害者支援法の改正（平成28年6月改正・平成28年8月施行）

個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるように、発達障害^{*}の早期発見と発達支援を行い、切れ目のない支援を行うとともに、発達障害のある人の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を図り、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会を実現することを目的として、「発達障害者支援法」が改正されました。

【障害福祉制度の動き】



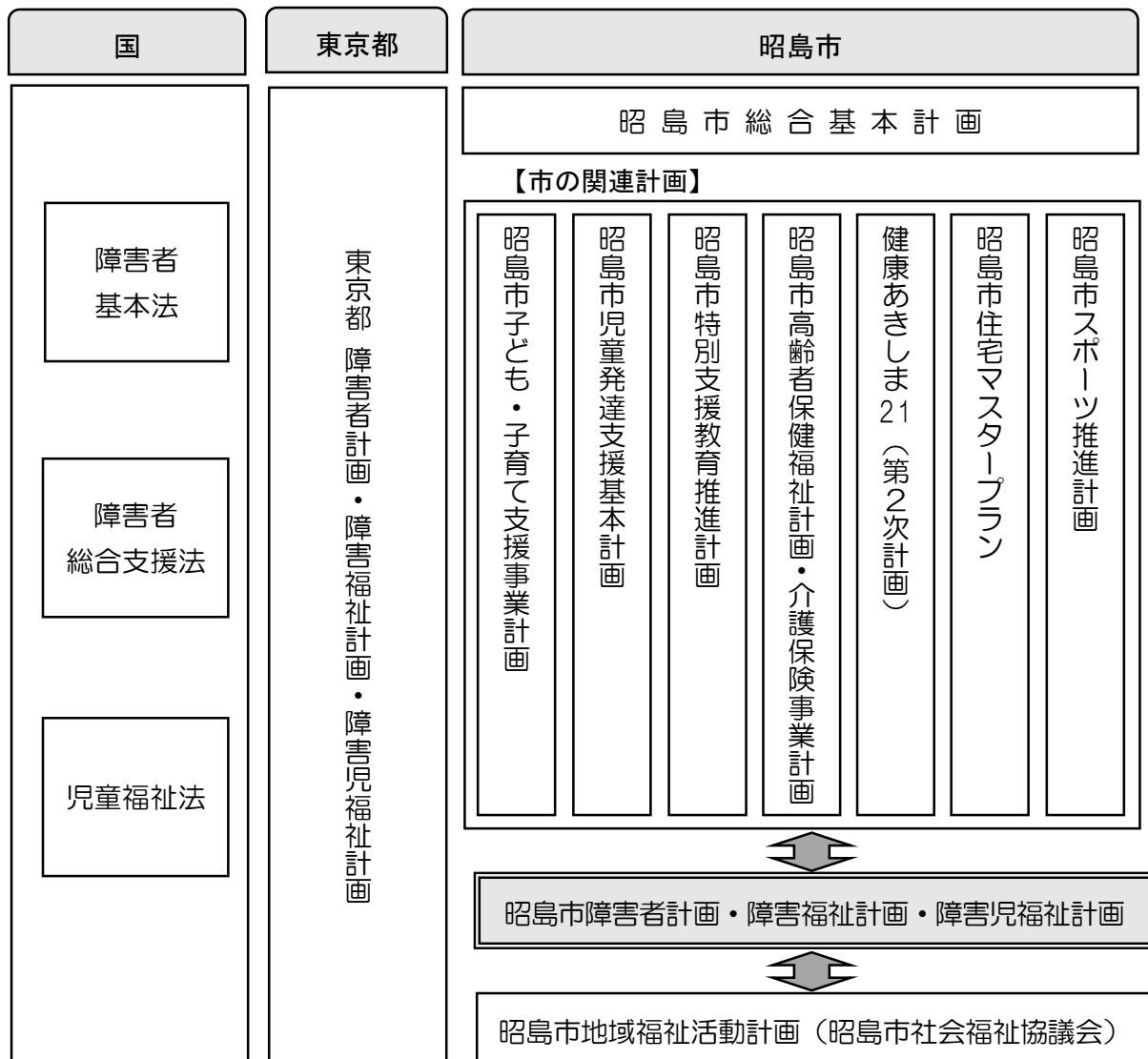
第2節 計画の性格・位置づけ

◇本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」、障害者総合支援法第88条第1項に規定する「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定します。

障害者計画	障害者施策全般に関する基本的な事項
障害福祉計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
障害児福祉計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項

◇本計画は、「昭島市総合基本計画」を上位計画とし、他の関連計画との調和を図り策定するものです。

【計画の性格・位置づけ】



第3節 計画の期間

- ◇本計画の期間は、令和3年度から5年度までの3年間とします。
- ◇本計画に盛り込んだ事項（成果目標や活動指標）については、障害福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、中間評価として調査や分析を行い、必要があると認められるときは、計画内容の変更や事業の見直しなどの必要な措置を講ずることができるものとします。

【計画の対象期間】

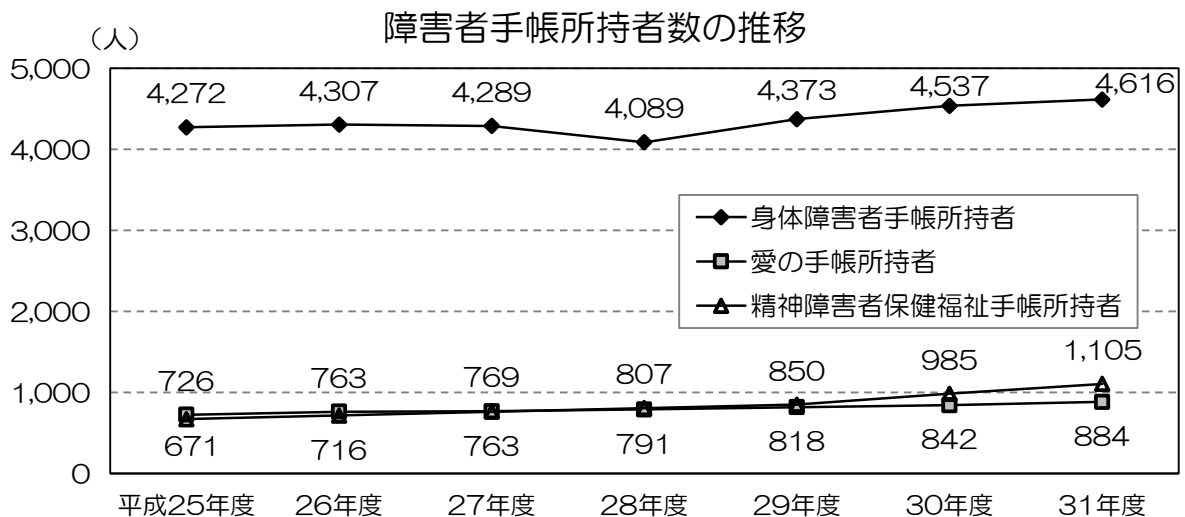
平成 27 年度	28	29	30	31	令和 2 年度	3	4	5	6	7	8
第5次昭島市総合基本計画					第6次昭島市総合基本計画 (令和3年度～12年度)						
障害者計画		障害者計画			障害者計画			障害者計画			
第4期 障害福祉計画		第5期 障害福祉計画			第6期 障害福祉計画			第7期 障害福祉計画			
			第1期 障害児福祉計画		第2期 障害児福祉計画			第3期 障害児福祉計画			

第2章 障害のある人を取り巻く状況

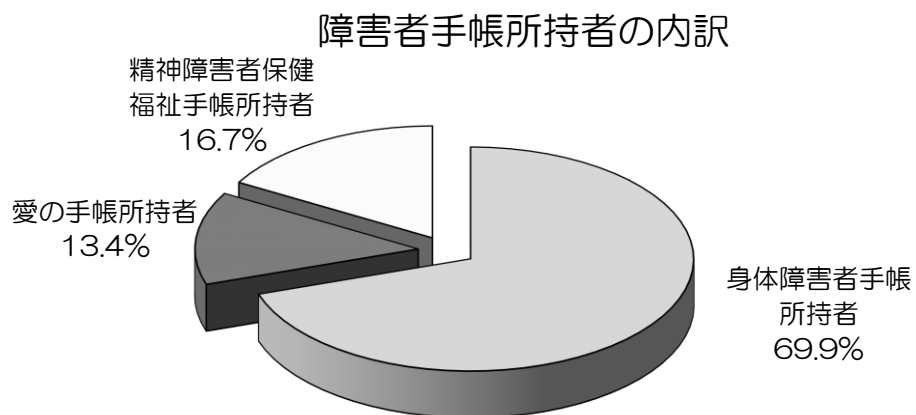
第1節 障害のある人の状況

1 障害者手帳所持者

- ◇障害者手帳所持者数は、平成31年3月現在6,605人で、そのうち身体障害者手帳^{*}所持者が4,616人と全体の約7割を占め、愛の手帳^{*}（知的障害者（児）を対象）所持者が884人、精神障害者保健福祉手帳^{*}所持者が1,105人となっています。
- ◇平成25年度から31年度にかけて、障害者手帳所持者数の推移をみると、愛の手帳では1.22倍、精神障害者保健福祉手帳では1.65倍伸びています。身体障害者手帳では1.08倍となっています。



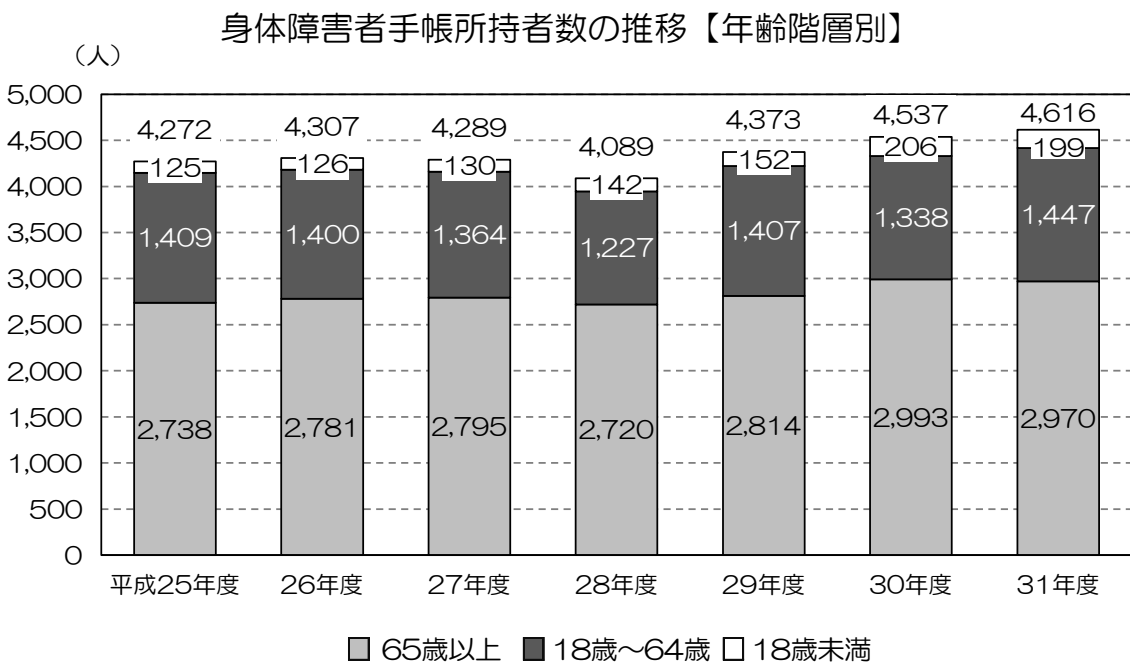
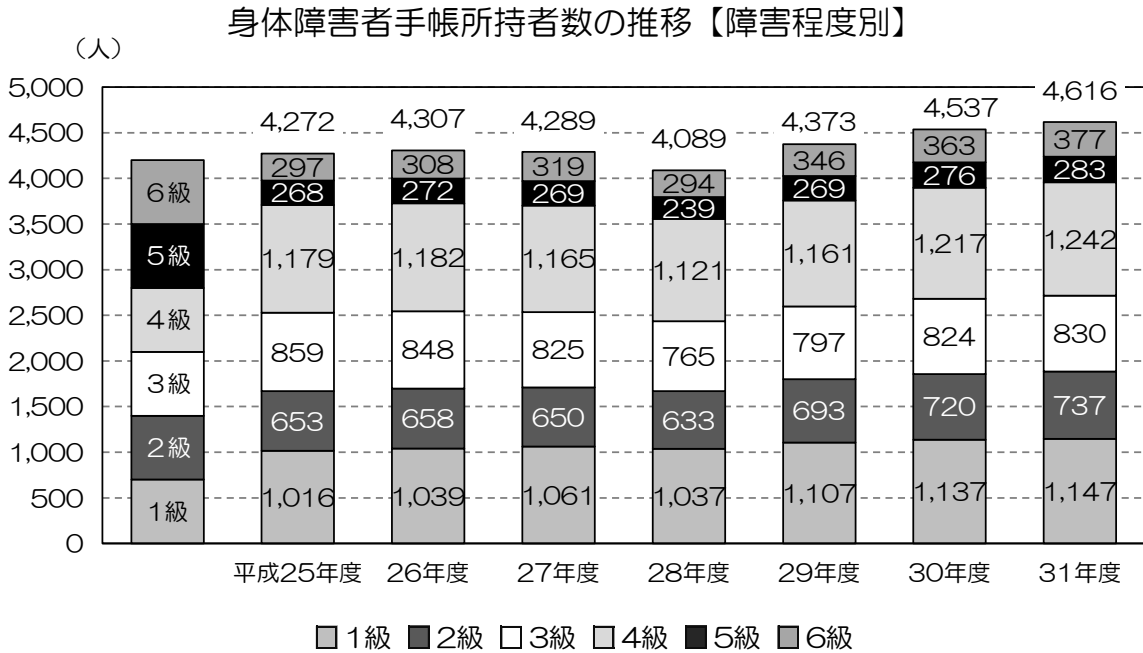
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

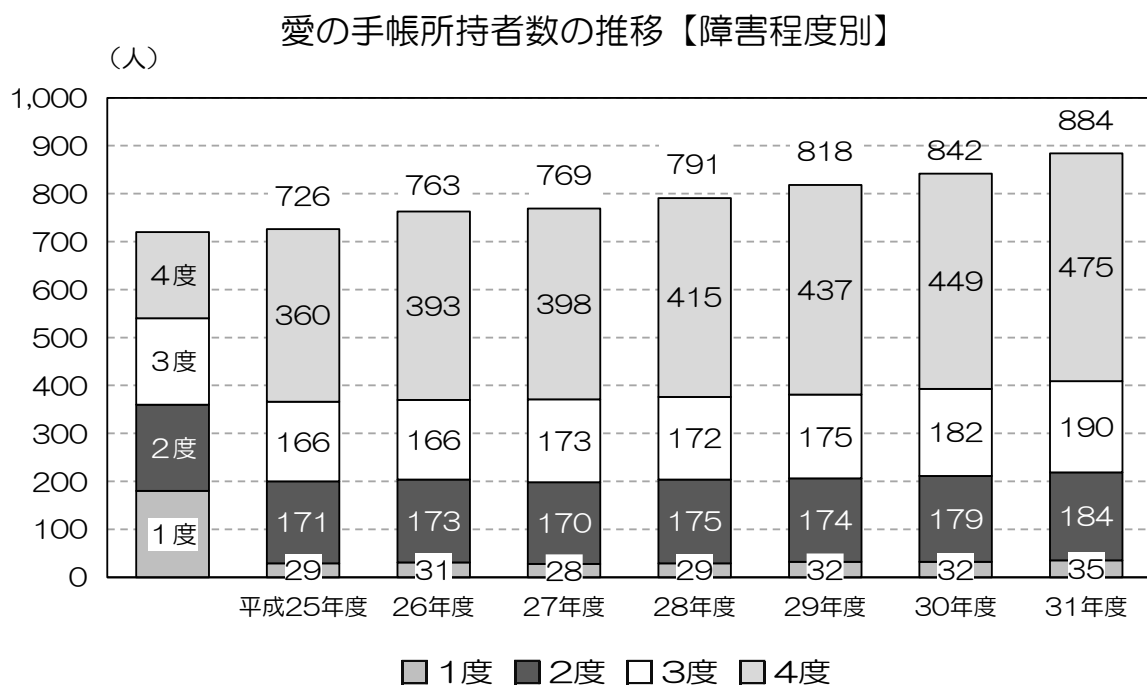
2 身体障害者手帳所持者

◇身体障害者手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、いずれの年度も4級の人が最も多く、全体に占める割合は3割程度となっています。また、年齢階層別では65歳以上の人々が6割以上を占めています。

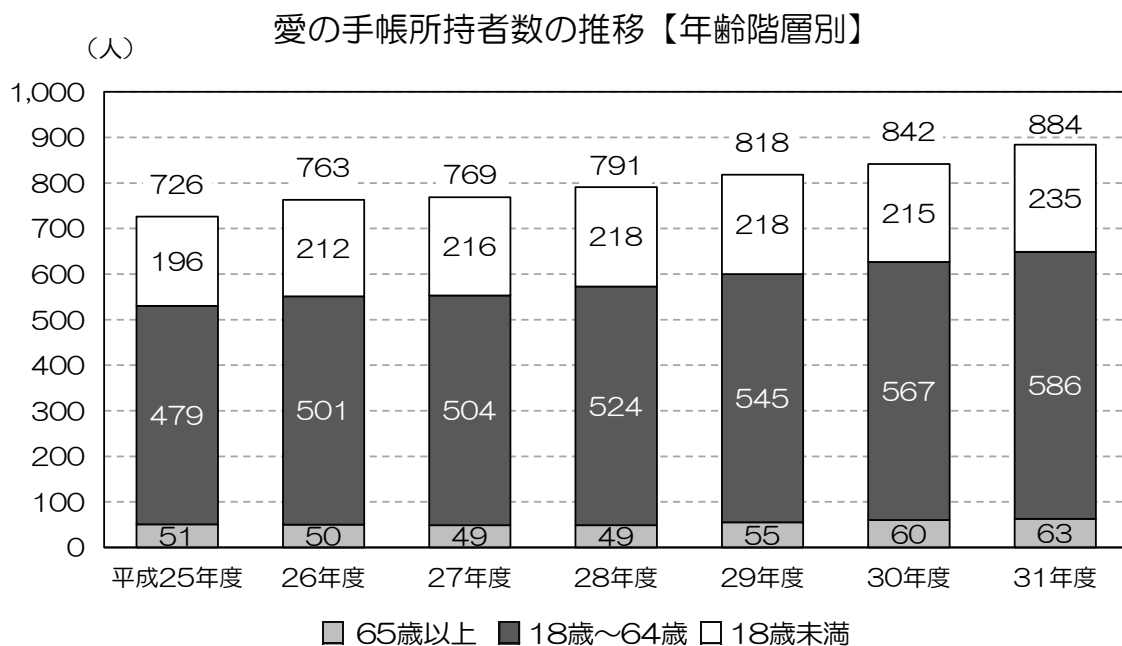


3 愛の手帳所持者

◇愛の手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、4度の人が約半数を占めて最も多くなっています。
また、年齢階層別では18歳～64歳の人々が6割以上を占めています。



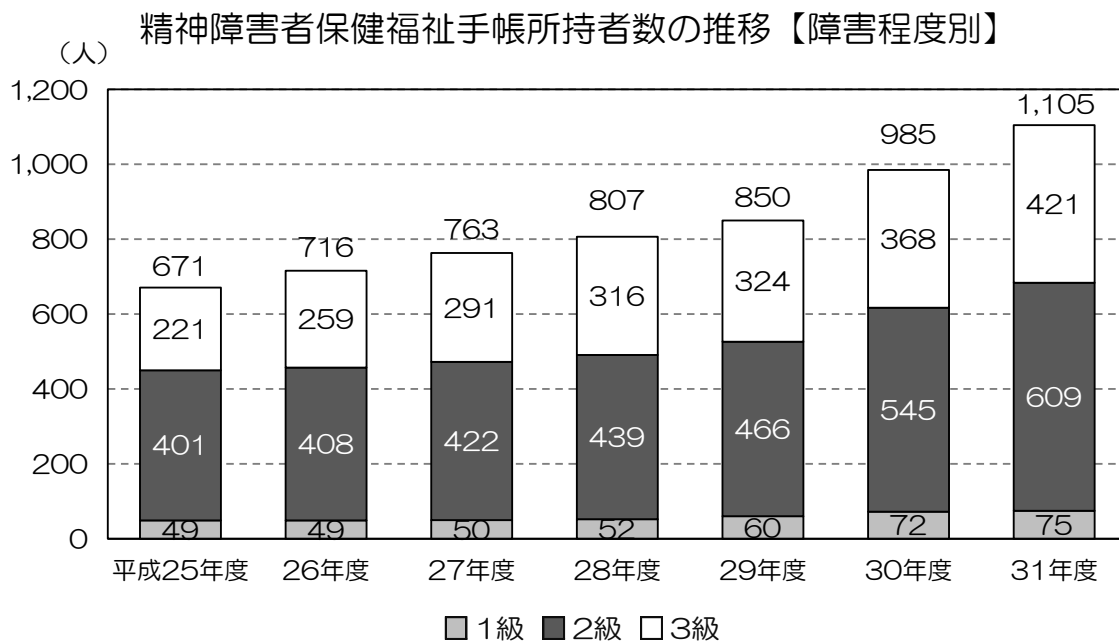
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



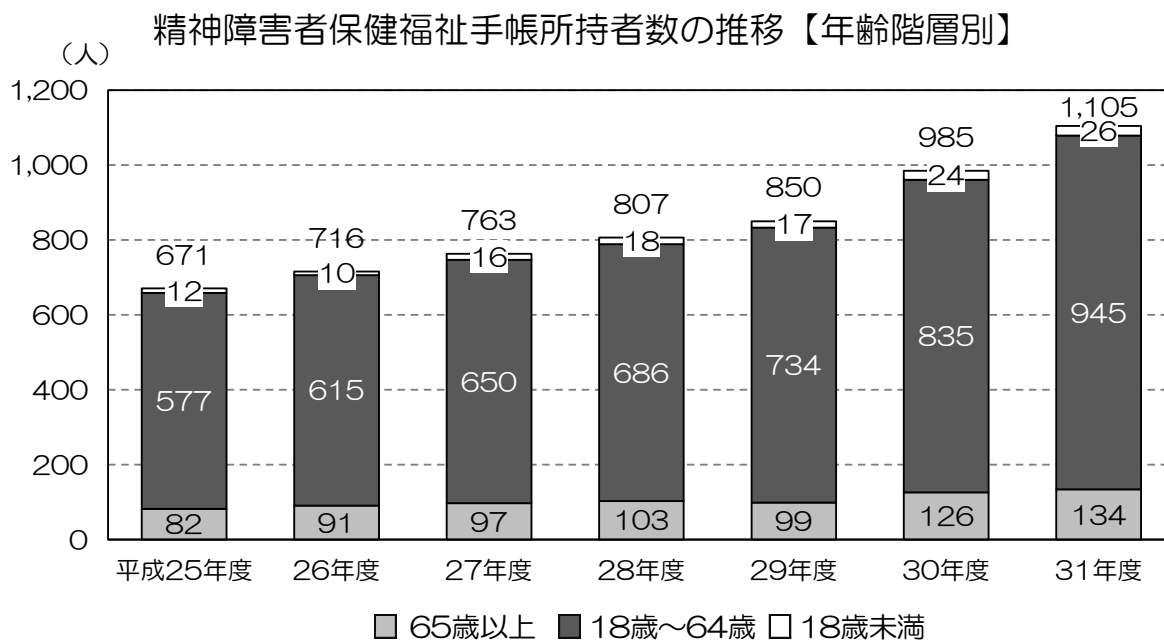
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

4 精神障害者保健福祉手帳所持者

◇精神障害者保健福祉手帳所持者の状況を障害程度別で見ると、2級の人が半数以上を占めて最も多くなっています。また、年齢階層別では18歳～64歳の人が8割以上を占めています。



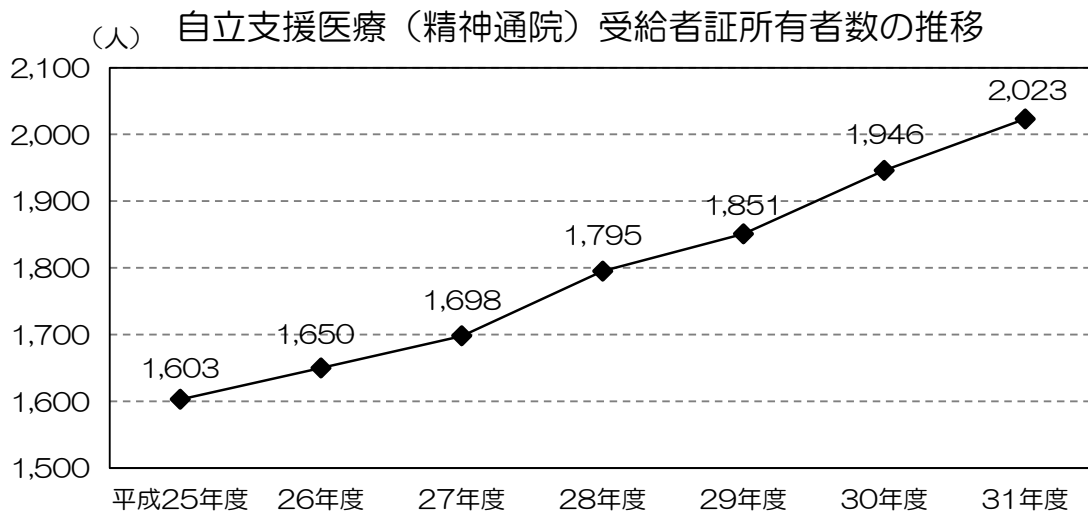
資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）



資料：障害福祉課（各年度3月31日現在）

5 自立支援医療（精神通院）受給者証所有者

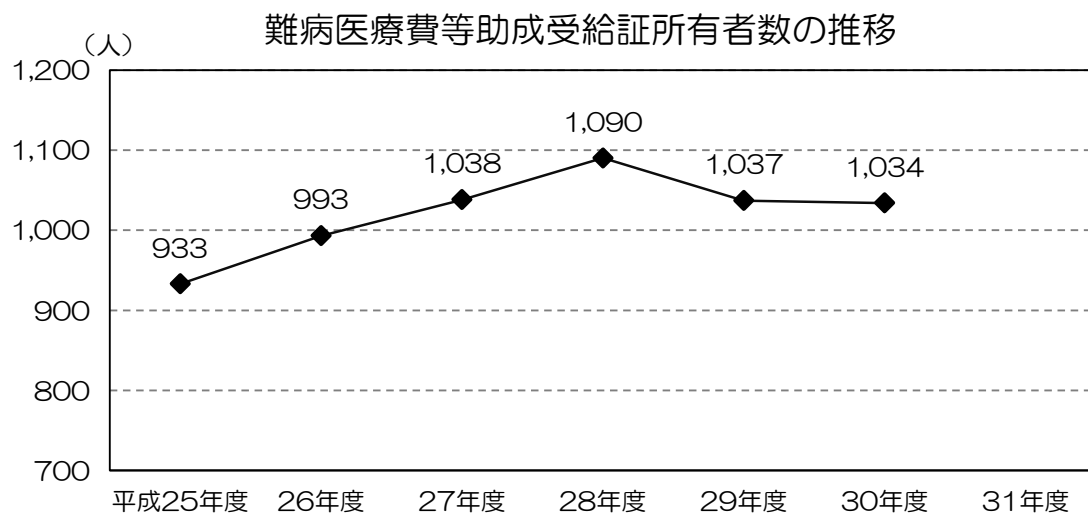
◇自立支援医療（精神通院）受給者証所有者数の状況をみると、平成25年度から31年度にかけて、1.26倍の伸びとなっています。



資料：都立中部総合精神保健福祉センター（各年9月30日現在）

6 難病医療費等助成受給証所有者

◇難病医療費等助成受給証所有者数の状況は、平成25年度から30年度にかけて、1.11倍の伸びとなっています。

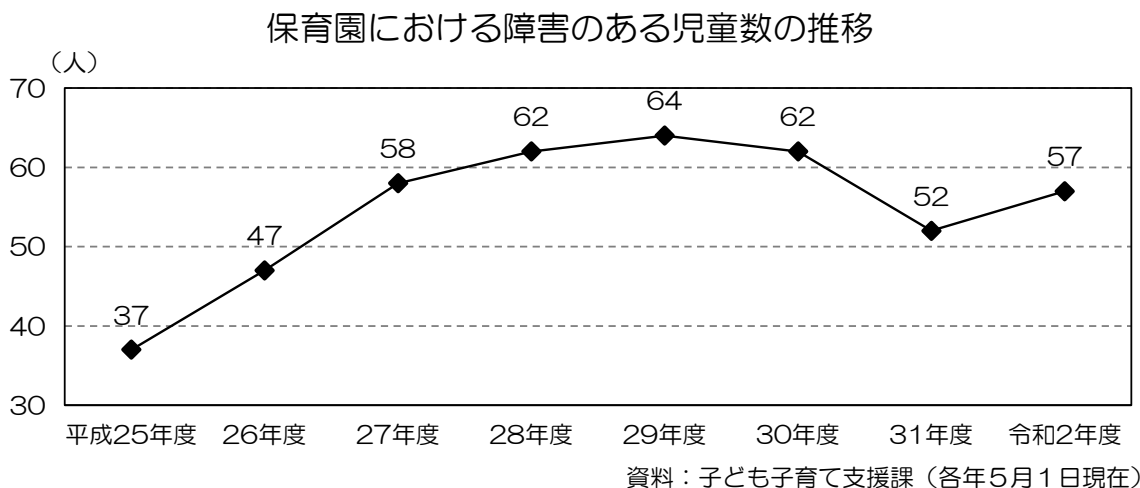


資料：多摩立川保健所（各年度3月31日現在）

第2節 通園・通学の状況

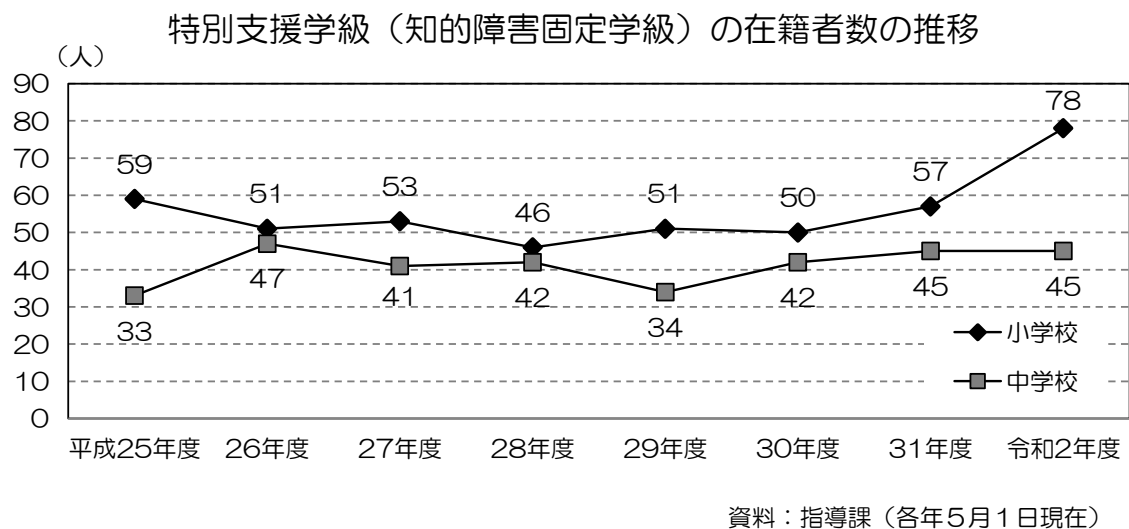
1 保育園

◇令和2年5月1日現在で障害のある児童を受け入れている保育園は20園で、園児数は57人となっています。



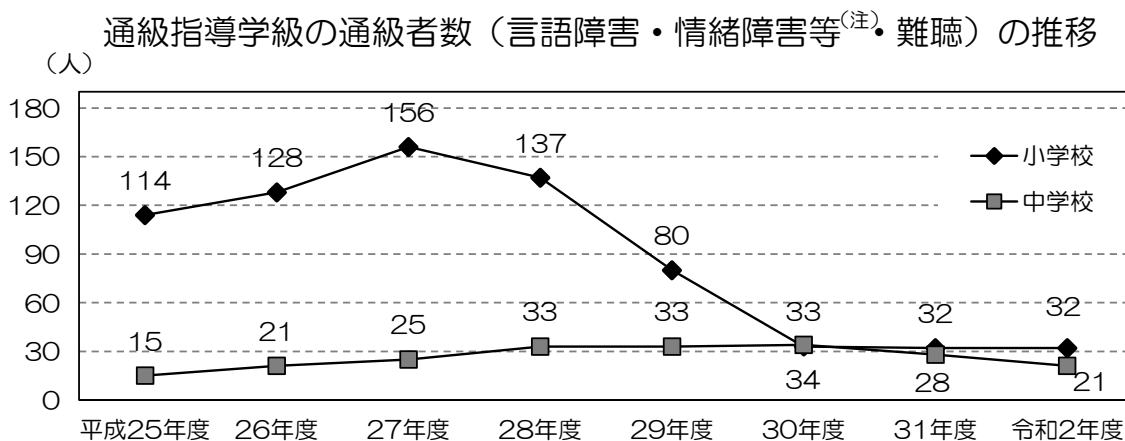
2 特別支援学級（知的障害固定学級）

◇令和2年5月1日現在の特別支援学級数は小学校が12クラス、中学校が6クラスで、在籍者数は小学校が78人、中学校が45人となっています。



3 特別支援学級（通級指導学級）

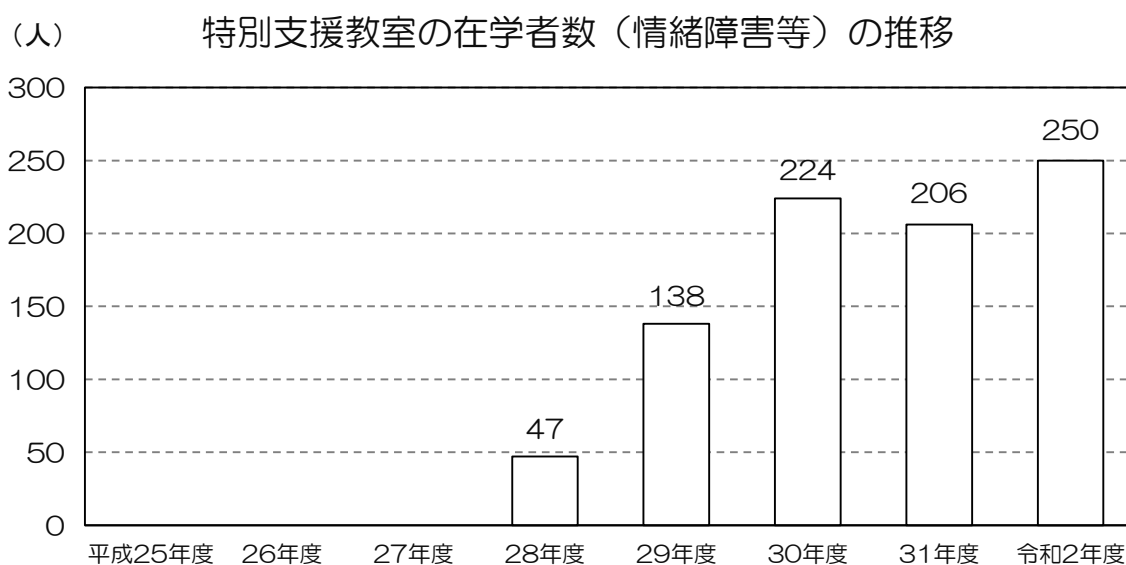
◇通級指導学級※に在学する言語障害、情緒障害等、難聴などの児童・生徒の数は、令和2年5月1日現在、小学校が32人、中学校が21人となっています。



(注) 小学校情緒障害等通級指導学級は平成28年度より特別支援教室に順次移行し、平成30年度にはすべて移行した。

4 特別支援教室

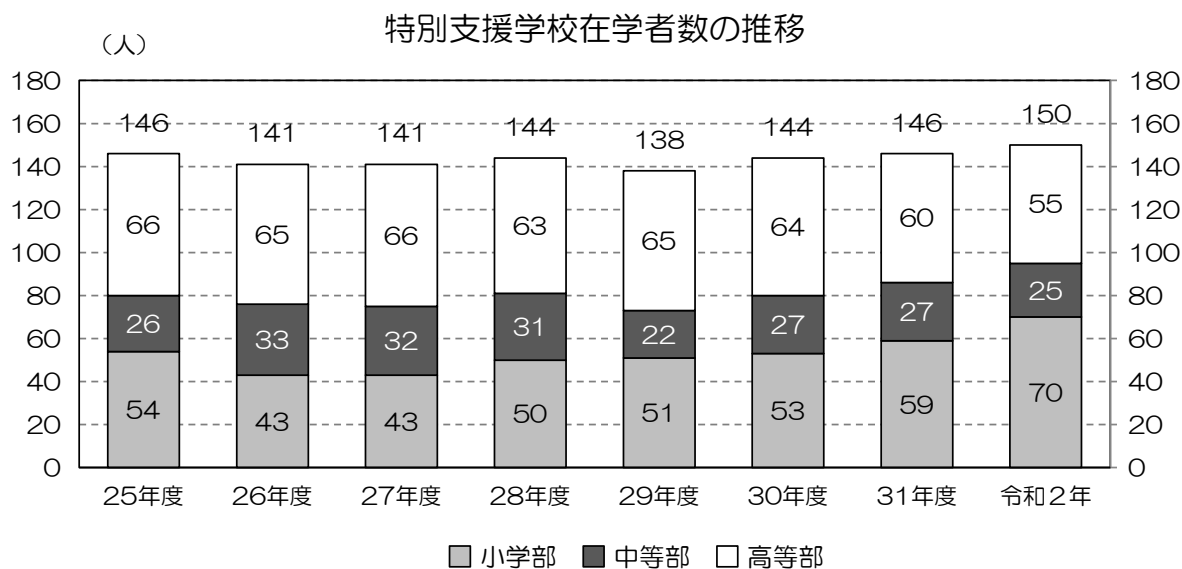
◇小学校の特別支援教室※に在学する情緒障害等の児童の数は、令和2年5月1日現在、250人となっています。



資料：指導課（各年5月1日現在）

5 特別支援学校

◇令和2年5月1日現在の特別支援学校*在学者数は、小学部70人、中等部25人、高等部55人の合計150人となっています。

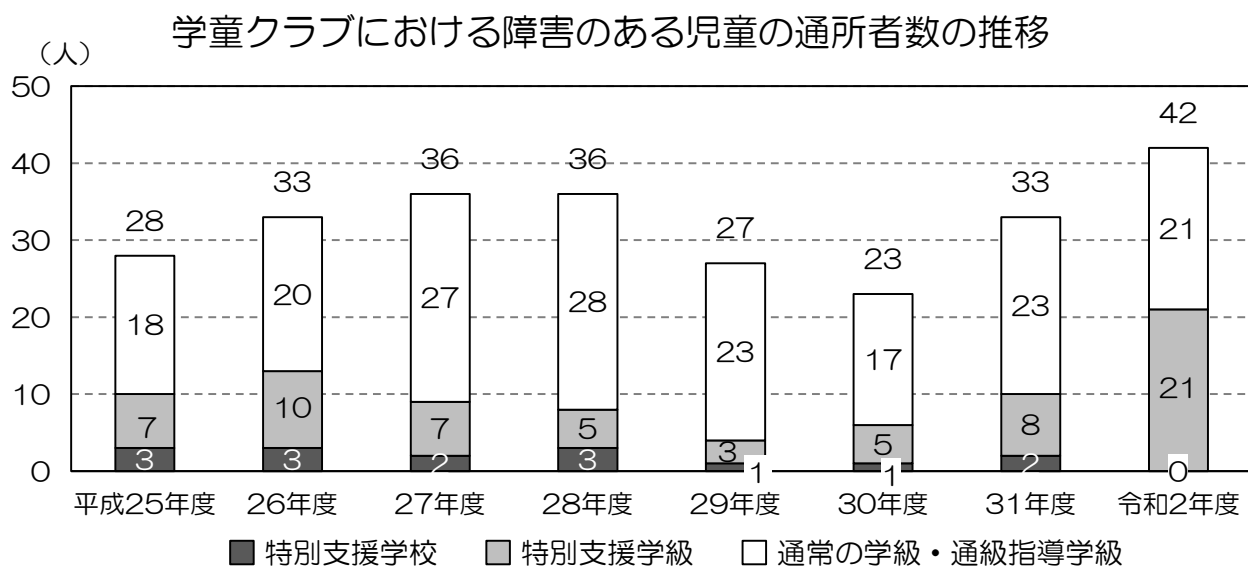


対象：あきる野学園・村山特別支援学校・立川ろう学校・八王子盲学校・中央ろう学校・青峰学園・永福学園・南大沢学園

資料：障害福祉課（各年5月1日現在）

6 学童クラブ

◇特別支援学校、特別支援学級、通常の学級・通級指導学級から学童クラブに通所する児童の状況は、令和2年5月1日現在、特別支援学校0人、特別支援学級21人、通常の学級・通級指導学級21人となっています。

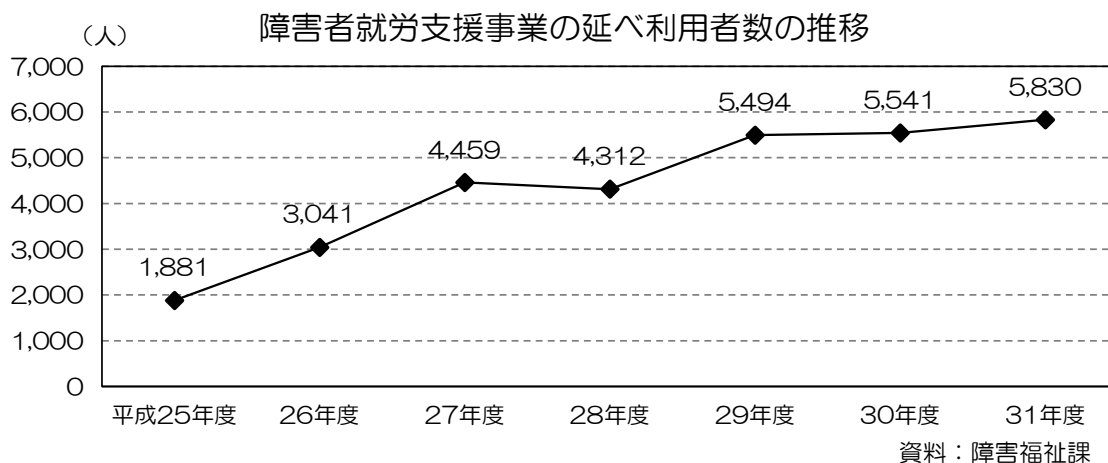


資料：子ども子育て支援課（各年5月1日現

第3節 就労の状況

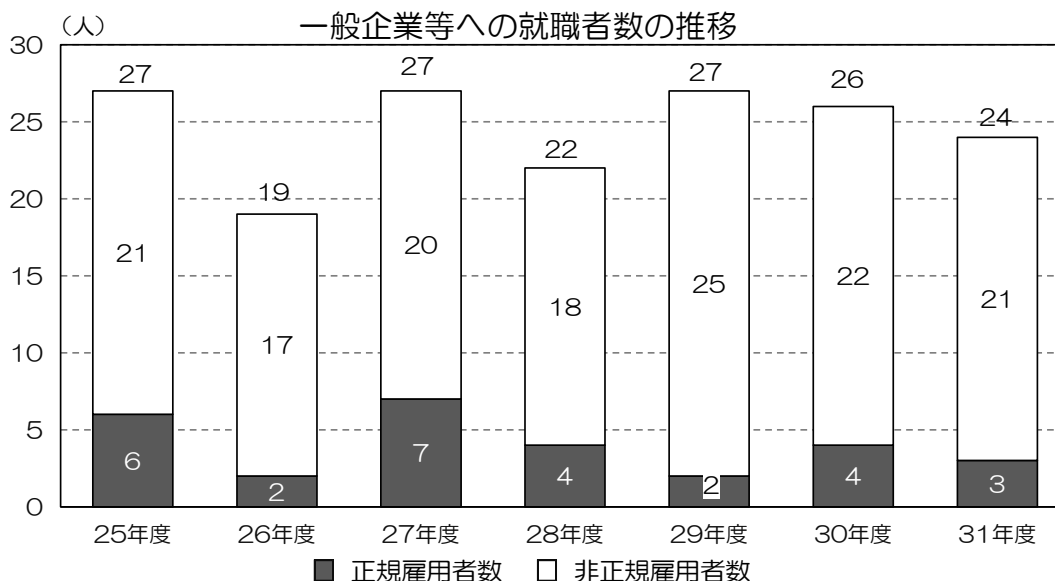
1 就労支援

- ◇市では、障害のある人の一般就労の機会を広げ、障害のある人が安心して働き続けられるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供するため、障害者就労支援センターを設置し、事業を実施しています。
- ◇障害者就労支援事業で実施している相談などの延べ利用者数は、平成29年度以降増加し、31年度では5,830人となっています。



2 一般企業等への就職状況

- ◇一般企業等への就職者の状況は、平成25、27、29年度の27人をピークに、19人から27人までの間で推移しています。
- ◇就職者の雇用区分については、平成25年度以降は非正規雇用者が多数を占めています。正規雇用者が最も多い平成27年度でも7人で全体の3割未満です。



3 就労状況

◇平成25年から31年にかけての昭島市内の民間企業における障害者雇用の実雇用率は、法定雇用率は下回っていますが、約0.4%増加となっています。

◆障害者雇用の推移（民間企業）

区 分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
対象企業数	69	62	61	62	63	67	71
算定基礎労働者数	18,457	17,285	16,978	16,987	17,287	18,157	18,237
雇用障害者数	273	294	294	297	309	322	335
実雇用率	1.48	1.70	1.73	1.75	1.78	1.77	1.84
達成企業数	22	22	25	25	24	22	23
法定雇用率	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%	2.2%	2.2%

資料：東京労働局

◆障害者雇用の推移（昭島市）

区 分	平成25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
職員数	715	719	707	697	815.5	812.5	864.5
雇用障害者数	19	19	17	17	16.5	15.5	16.5
実雇用率	2.66%	2.64%	2.40%	2.44%	2.02%	1.91%	1.91%

資料：職員課（各6月1日現在）

〈参考：法定雇用率〉

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」では、全ての事業主（民間企業、国、地方公共団体等）は、障害のある人の雇用に関して、障害のある人が地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」実現の理念に基づき、障害のある人の能力を正當に評価し、適当な雇用の場を確保するとともに、雇用の安定を図るよう努めなければならないと規定しています。
- ・障害者雇用促進法では、事業主に対して、障害のある人の雇用義務等に基づく雇用の促進を図るため、障害者雇用率（法定雇用率）制度により、事業主が雇用する労働者に占める身体障害又は知的障害のある人の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。また、平成30年4月からは、精神障害のある人も法定雇用率の算定に含まれることなどから、法定雇用率が引き上げられるとともに、令和3年3月までに更に、0.1%引き上げることとなっています。

事業主区分	法定雇用率	
	平成25年4月～	平成30年4月～
民間企業	2.0%	2.2%
国、地方公共団体、特殊法人等	2.3%	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2%	2.4%

第4節 令和2年度末までに達成すべき成果目標の達成状況

◇第5期障害福祉計画で設定した成果目標の達成状況は次のとおりです。

1 施設入所者の地域生活への移行

(1) 平成28年度末の施設入所者のうち、地域生活への移行者数

区 分	28年度基準値	目標値	30年度末実績	31年度末実績
施設入所者数	72人	—	65人	63人
地域生活移行者数 (施設入所者数)	—	3人	1人	1人

(2) 施設入所者の削減数

区 分	28年度基準値	目標値	30年度末実績	31年度末実績
施設入所者数	72人	72人	71人	72人
削減見込者数 (施設入所者数)	—	0人	▲1人	0人

2 地域生活支援拠点等の整備

目標設定の考え方	地域生活支援拠点等を整備することについて、立川基地跡地の国有地を活用するとともに、市内にある様々な障害のある人を支える資源の活用や連携を図るため、これまでの検討を踏まえ、引き続き、整備に向けた具体的な検討を行い、関係機関と調整を図る。
----------	---

目標値	30年度末実績	31年度末実績
設置に向けた検討	設置に向けた検討	設置に向けた検討

3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標設定の考え方	保健、福祉関係者で行っている精神保健福祉業務連絡会を再構築し、医療関係者も携わる中で、協議の場の設置に向けて検討する。
----------	---

目標値	30年度末実績	31年度末実績
設置	設置	設置

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 就労移行支援事業所等を通じて、令和2年度中に一般就労に移行する者の数

区 分	28年度基準値	目標値	30年度末実績	31年度末実績
一般就労移行者数	9人	12人	7人	5人

(2) 就労移行支援事業の利用者数

区 分	28年度基準値	目標値	30年度末実績	31年度末実績
就労移行支援事業利用者数	19人	23人	22人	18人

(3) 就労移行支援事業所の就労移行率

区 分	目標値	30年度末実績	31年度末実績
就労移行支援事業所数	—	4か所	4か所
就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所数	—	2か所	0か所
就労移行率が3割以上の 就労移行支援事業所の割合	50.0%	50.0%	0.0%

(4) 就労定着支援による職場定着率

区 分	目標値	30年度末実績	31年度末実績
就労定着支援事業利用者数	—	8人	10人
就労定着支援による支援開始から 1年後の就労継続者数	—	—	8人
就労定着支援による支援開始から 1年後の職場定着率	80.0%	—	80.0%

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置

目標設定の考え方	(仮称)昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの整備を進める。
----------	---

目標値	30年度末実績	31年度末実績
設置	未設置	設置

(2) 保育所等訪問支援の体制整備

目標設定の考え方	(仮称)昭島市児童発達支援センター事業詳細計画(平成28年3月)に基づき、児童発達支援センターの開設とともに、保育所等訪問支援事業の実施を目指す。
----------	---

目標値	30年度末実績	31年度末実績
実施	未実施	未実施

(3) 重症心身障害児の支援体制の整備

目標設定の考え方	平成28年度末において、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所設置されていることを踏まえ、引き続き、身近な地域で支援を受けることができるよう努める。
----------	---

目標値	30年度末実績	31年度末実績
一か所以上設置	設置	設置

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置

目標設定の考え方	令和2年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることについて検討する。
----------	--

目標値	30年度末実績	31年度末実績
設置に向けた検討	検討	検討

第5節 障害福祉サービス等の利用状況

◇第5期障害福祉計画における障害福祉サービス等の見込量（活動指標）に係る利用状況は次のとおりです。

1 障害福祉サービス

(1) 訪問系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第5期計画期間		
		平成30年度	31年度	令和2年度
居宅介護	計画値	1,881時間	1,936時間	1,991時間
		171人	176人	181人
	実績値	1,843時間	1,909時間	—
		177人	175人	—
重度訪問介護	計画値	3,784時間	3,956時間	4,128時間
		22人	23人	24人
	実績値	3,496時間	3,563時間	—
		21人	20人	—
同行援護	計画値	920時間	943時間	966時間
		40人	41人	42人
	実績値	845時間	876時間	—
		36人	36人	—
行動援護	計画値	280時間	294時間	308時間
		20人	21人	22人
	実績値	271時間	276時間	—
		19人	19人	—
重度障害者等包括支援	計画値	600時間	600時間	600時間
		1人	1人	1人
	実績値	0時間	0時間	—
		0人	0人	—
合 計	計画値	7,465時間	7,729時間	7,993時間
		254人	262人	270人
	実績値	6,455時間	6,624時間	—
		253人	250人	—

(2) 日中活動系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第5期計画期間		
		平成30年度	31年度	令和2年度
生活介護	計画値	3,440人日	3,560人日	3,680人日
		172人	178人	184人
	実績値	3,228人日	3,319人日	—
		164人	169人	—
自立訓練（機能訓練）	計画値	20人日	20人日	20人日
		1人	1人	1人
	実績値	20人日	13人日	—
		1人	1人	—
自立訓練（生活訓練）	計画値	90人日	100人日	110人日
		9人	10人	11人
	実績値	57人日	54人日	—
		8人	4人	—
就労移行支援	計画値	345人日	345人日	345人日
		23人	23人	23人
	実績値	331人日	290人日	—
		22人	18人	—
就労継続支援（A型）	計画値	420人日	441人日	462人日
		20人	21人	22人
	実績値	377人日	395人日	—
		19人	21人	—
就労継続支援（B型）	計画値	4,005人日	4,140人日	4,275人日
		267人	276人	285人
	実績値	4,155人日	4,408人日	—
		270人	287人	—
就労定着支援	計画値	3人	3人	3人
	実績値	2人	9人	—
療養介護	計画値	600人日	630人日	660人日
		20人	21人	22人
	実績値	623人日	609人日	—
		21人	20人	—
短期入所（福祉型）	計画値	204人日	220人日	236人日
		51人	55人	59人
	実績値	209人日	221人日	—
		44人	47人	—
短期入所（医療型）	計画値	66人日	72人日	78人日
		11人	12人	13人
	実績値	62人日	62人日	—
		10人	10人	—

(3) 居住系サービス（1月当たり）

サービスの種類	区分	第5期計画期間		
		平成30年度	31年度	令和2年度
自立生活援助	計画値	1人	1人	1人
	実績値	1人	1人	－
共同生活援助（GH）	計画値	95人	101人	107人
	実績値	95人	104人	－
施設入所支援	計画値	73人	73人	72人
	実績値	71人	70人	－

(4) 相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	第5期計画期間		
		平成30年度	31年度	令和2年度
計画相談支援	計画値	130人	153人	181人
	実績値	107人	154人	－
地域移行支援	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	－
地域定着支援	計画値	1人	1人	1人
	実績値	0人	0人	－

(5) 障害児通所支援・障害児相談支援（1月当たり）

サービスの種類	区分	第5期計画期間		
		平成30年度	31年度	令和2年度
児童発達支援	計画値	280人日	296人日	312人日
		35人	37人	39人
	実績値	291人日	327人日	—
		41人	46人	—
医療型児童発達支援	計画値	0人日	0人日	0人日
		0人	0人	0人
	実績値	0人日	0人日	—
		0人	0人	—
放課後等デイサービス	計画値	1,872人日	2,171人日	2,522人日
		144人	167人	194人
	実績値	1,792人日	2,129人日	—
		149人	174人	—
保育所等訪問支援	計画値	0人日	0人日	10人日
		0人	0人	5人
	実績値	0人日	0人日	—
		0人	0人	—
障害児相談支援	計画値	44人	56人	71人
	実績値	40人	42人	—
医療的ケア児に対する関連分野支援調整コーディネーターの配置	計画値	検討	検討	検討
	実績値	検討	検討	検討

2 地域生活支援事業

(1) 必須事業（年度当たり）

サービスの種類		区分	第5期計画期間			
			平成30年度	31年度	令和2年度	
相談支援事業	一般相談支援事業	計画値	3か所	3か所	3か所	
		実績値	3か所	3か所	3か所	
	自立支援推進協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
	地域支援協議会	計画値	設置	設置	設置	
		実績値	設置	設置	設置	
	基幹相談支援センター	計画値	検討	検討	検討	
		実績値	検討	検討	検討	
成年後見制度利用支援事業		計画値	3人	3人	3人	
		実績値	3人	3人	—	
コミュニケーション支援事業		計画値	330人	340人	350人	
		実績値	253人	238人	—	
手話通訳者養成事業	上級	計画値	20人	20人	20人	
			10人	10人	10人	
	応用	実績値	7人	11人	—	
			2人	3人	—	
移動支援事業		計画値	11,220時間	11,440時間	11,660時間	
			1,020人	1,040人	1,060人	
		実績値	10,601時間	11,101時間	—	
			978人	995人	—	
日常生活用具	介護・訓練支援用具	計画値	7件	8件	9件	
		実績値	8件	13件	—	
	自立生活支援用具	計画値	17件	19件	21件	
		実績値	15件	11件	—	
	在宅療養等支援用具	計画値	14件	16件	18件	
		実績値	15件	26件	—	
	情報・意思疎通支援用具	計画値	25件	26件	27件	
		実績値	16件	23件	—	
	排せつ管理支援用具	計画値	2,550件	2,650件	2,750件	
		実績値	2,404件	2,388件	—	
	居宅生活動作補助用具 (小規模住宅改修費)	計画値	2件	2件	2件	
		実績値	2件	0件	—	
	計		計画値	2,615件	2,721件	2,827件
			実績値	2,460件	2,461件	—
地域活動支援センター（I型）		計画値	1か所	1か所	1か所	
			4,100人	4,100人	4,100人	
		実績値	1か所	1か所	1か所	
			2,666人	2,055人	—	

(2) その他事業（年度当たり）

サービスの種類	区分	第5期計画期間		
		平成30年度	31年度	令和2年度
巡回入浴サービス事業	計画値	11人	11人	11人
		760回	760回	760回
	実績値	9人	10人	—
		566回	702回	—
自動車運転免許取得費助成事業	計画値	2件	2件	2件
	実績値	0件	2件	—
自動車改造費助成事業	計画値	2件	2件	2件
	実績値	0件	0件	—

第3章 計画策定のための基礎調査結果等の概要

第1節 基礎調査

1 調査目的

第6期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害のある人の生活状況やニーズなどを把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持しており、市内で在宅生活を送っている方2,000人（18歳以上の方については無作為抽出、18歳未満の方については全数）
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和元年11月8日～11月25日

3 調査内容（項目）

①回答者、ご本人	5問
②障害の状況	3問
③医療や介助の状況	5問
④相談や福祉情報	4問
⑤日中活動や仕事	6問
⑥スポーツ・運動	3問
⑦保育・教育・療育*	4問
⑧住まい	4問
⑨外出	2問
⑩福祉サービスの利用	2問
⑪権利擁護*・障害理解	6問
⑫災害対策	3問
⑬市の障害者施策（自由意見含む）	2問
合計	49問

4 回収結果

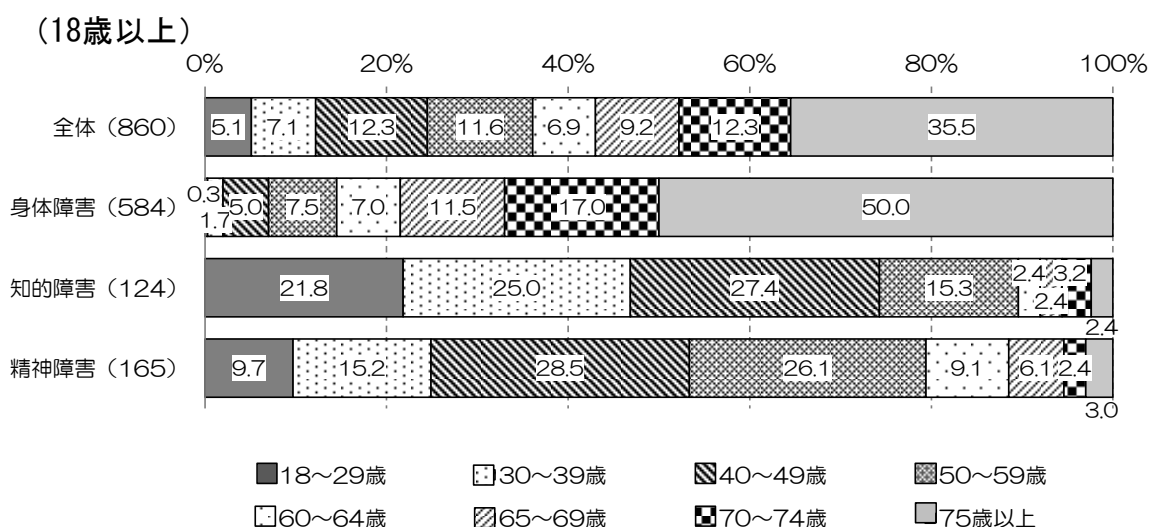
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
2,000	995	49.8%

5 調査結果のまとめ

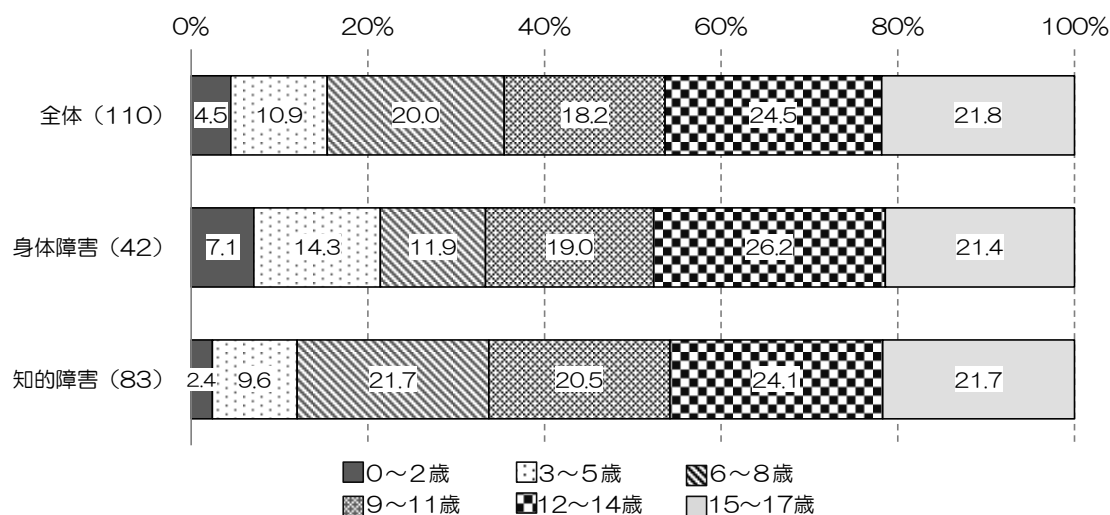
(1) 本人の状況

①年齢

- 身体障害の18歳以上では「75歳以上」(50.0%) が最も多く、70歳以上でみると6割以上を占めています。18歳未満では、「12～14歳」(26.2%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「40～49歳」(27.4%) が最も多く、18歳未満では、「12～14歳」(24.1%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「40～49歳」(28.5%) が最も多く、次いで「50～59歳」(26.1%)、「30～39歳」(15.2%) となっています。



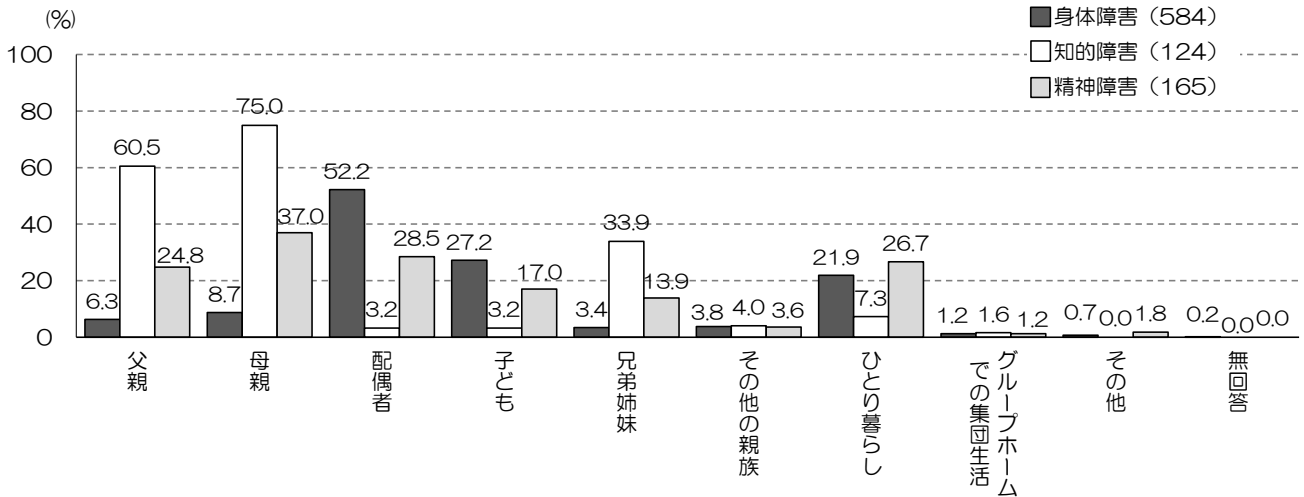
(18歳未満)



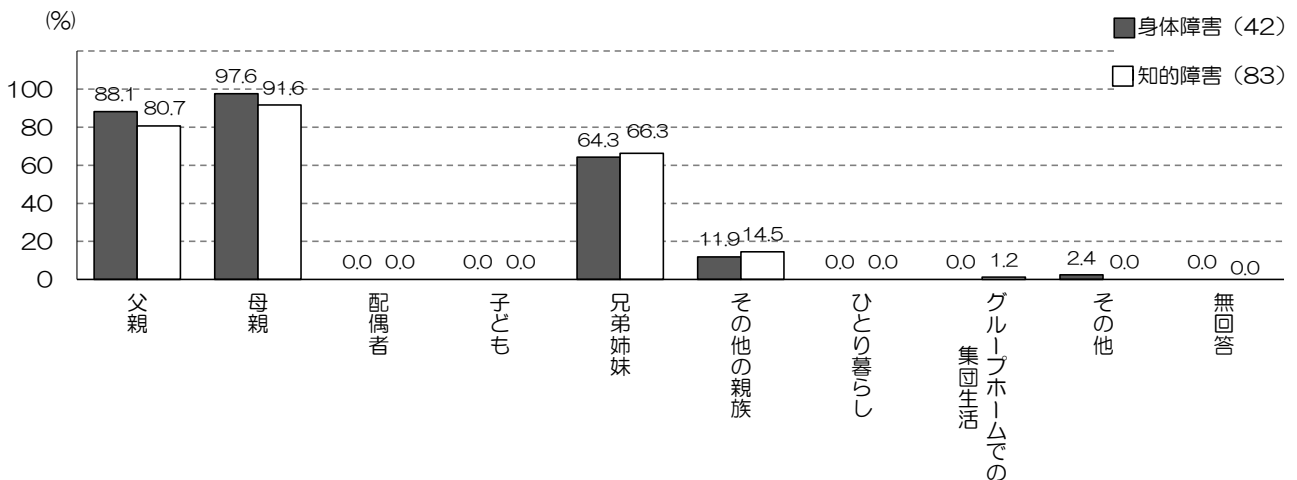
②世帯構成

- 身体障害の18歳以上では「配偶者」(52.2%) が最も多く、次いで「子ども」(27.2%)、「ひとり暮らし」(21.9%) となっています。18歳未満では、「母親」(97.6%) が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「母親」(75.0%) が最も多く、次いで「父親」(60.5%)、「兄弟姉妹」(33.9%) と、家族の占める割合が多くなっています。18歳未満では、「母親」(91.6%) が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「母親」(37.0%) が最も多く、次いで「配偶者」(28.5%)、「ひとり暮らし」(26.7%) となっています。

(18歳以上)



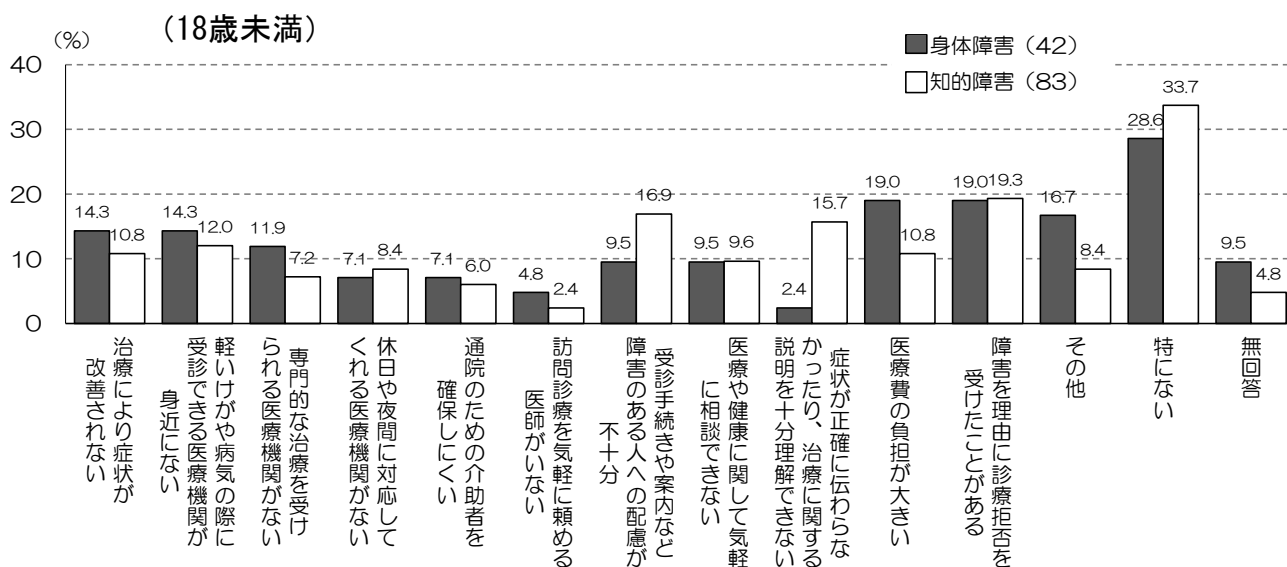
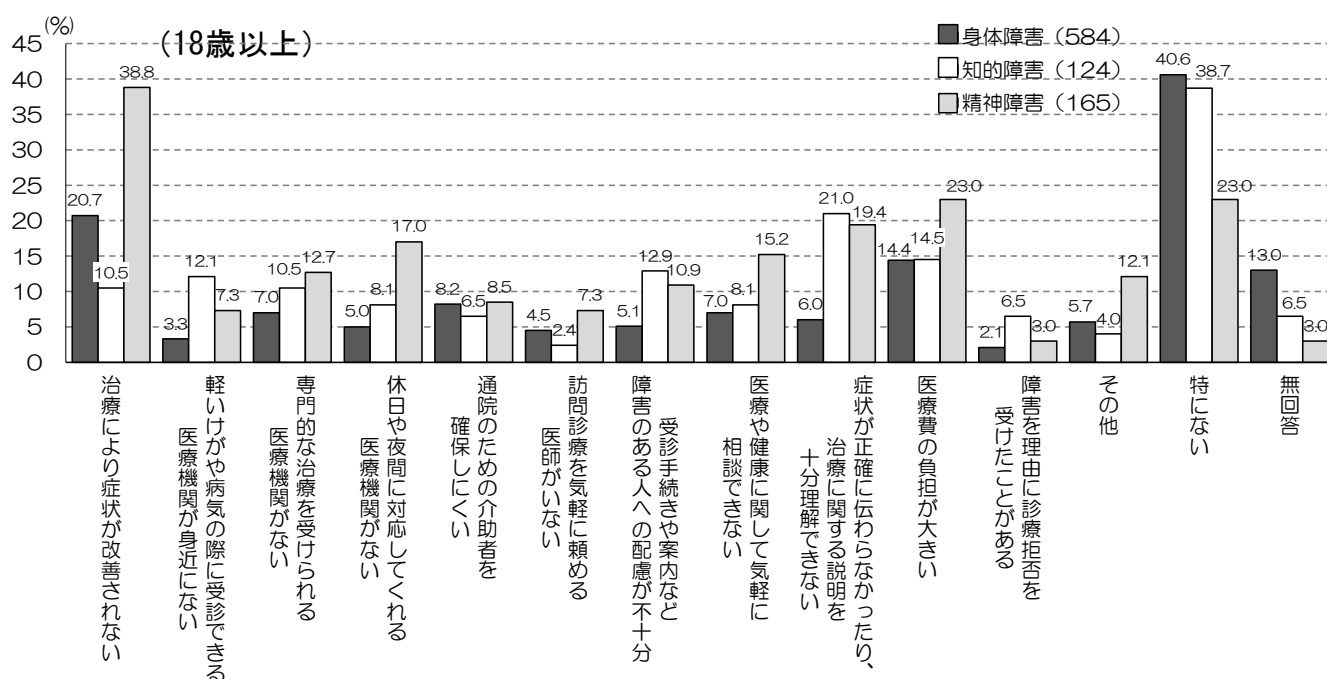
(18歳未満)



(2) 医療や介助の状況について

①医療を受ける際に困っていること

- 身体障害、知的障害では、18歳以上と18歳未満ともに「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(20.7%)、知的障害の18歳以上では「症状が正確に伝わらなかったり、治療に関する説明を十分理解できない」(21.0%)がそれぞれ2割以上と多くなっています。
- 18歳未満では、身体障害、知的障害ともに「障害を理由に診療を断られたことがある」が約2割となっており、身体障害では「医療費の負担が大きい」(19.0%)も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「治療により症状が改善されない」(38.8%)が最も多くなっています。

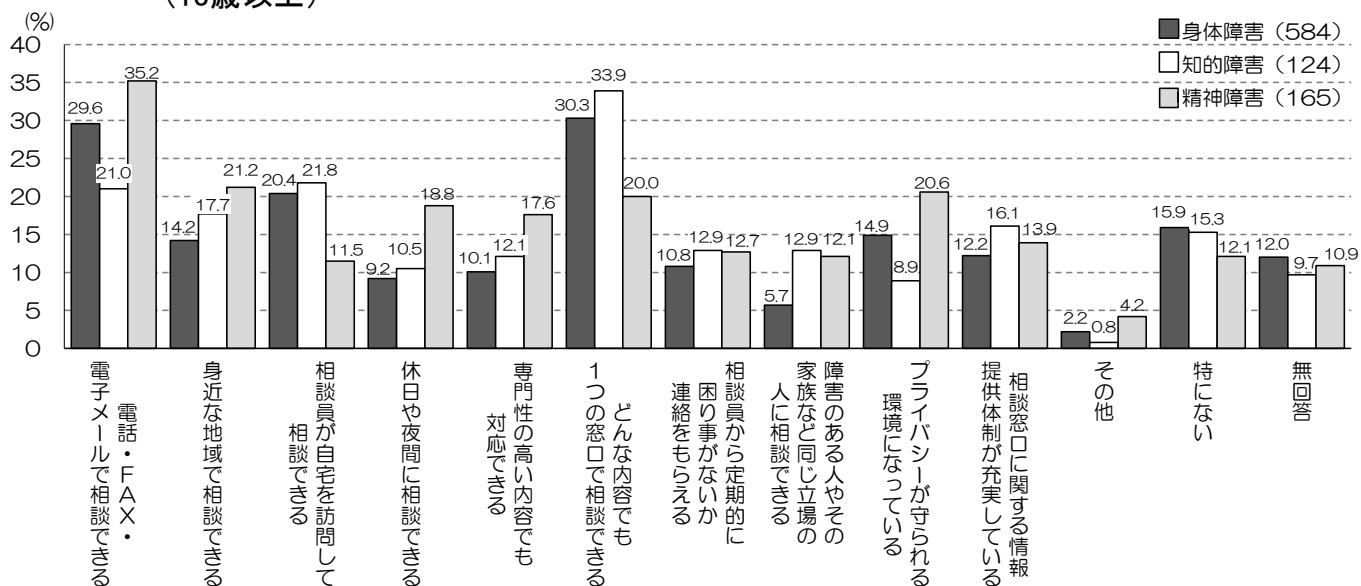


(3) 相談や福祉情報について

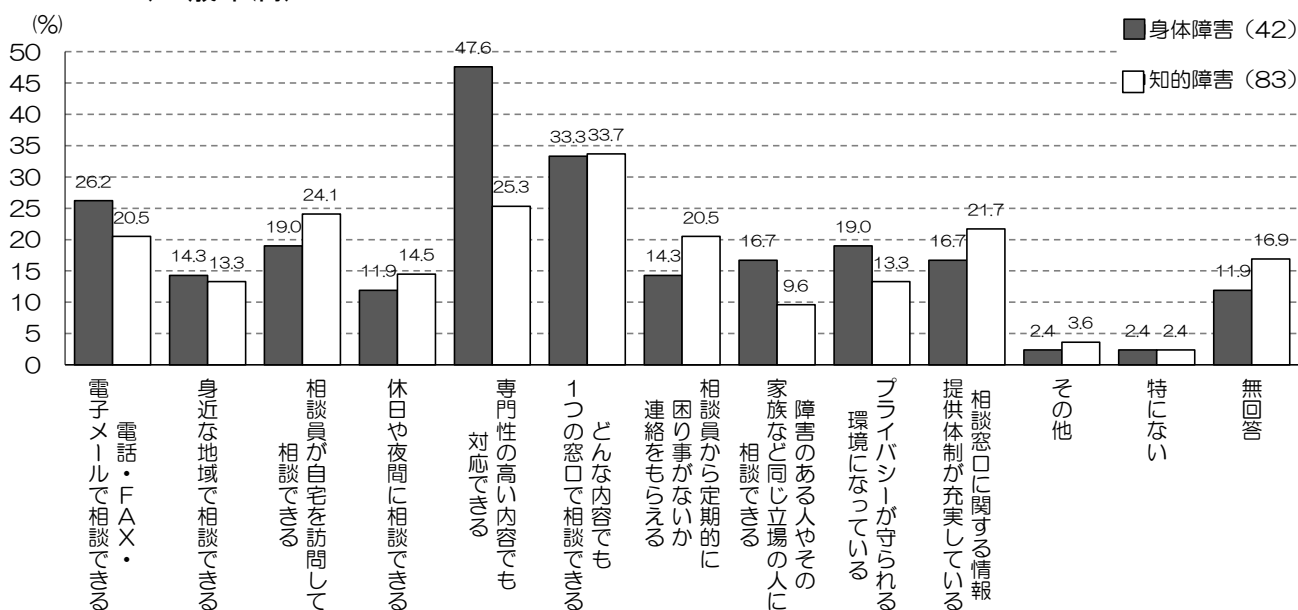
①市役所等の公的な相談窓口に望むこと

- 身体障害、知的障害の18歳以上では「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」がそれぞれ(30.3%) (33.9%)と最も多くなっています。18歳未満の身体障害では「専門性の高い内容でも対応できる」(47.6%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では、「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(33.7%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「電話・FAX・電子メールで相談できる」(35.2%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



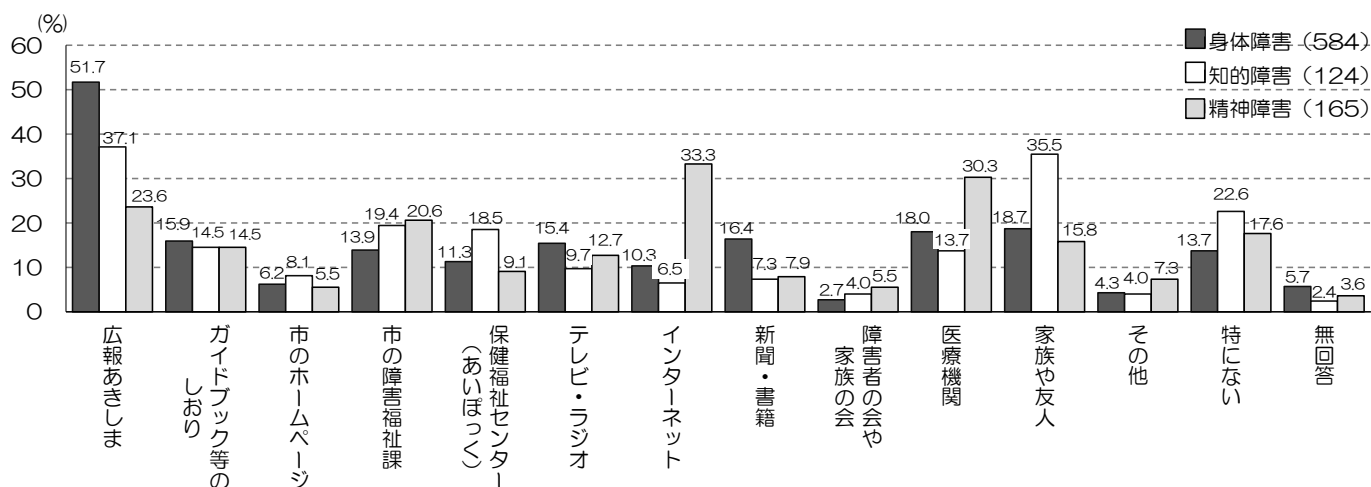
(18歳未満)



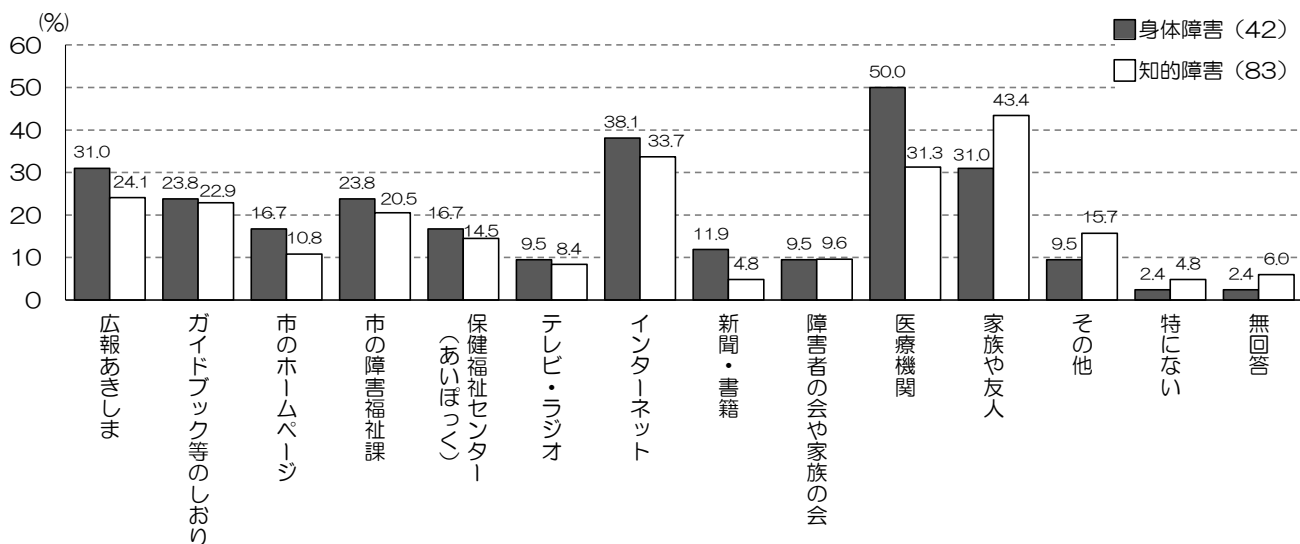
②福祉に関する情報の入手方法

- 身体障害、知的障害の18歳以上では「広報あきしま」がそれぞれ（51.7%）（37.1%）と最も多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「医療機関」（50.0%）が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「家族や友人」（43.4%）が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「インターネット」（33.3%）が最も多くなっています。

（18歳以上）



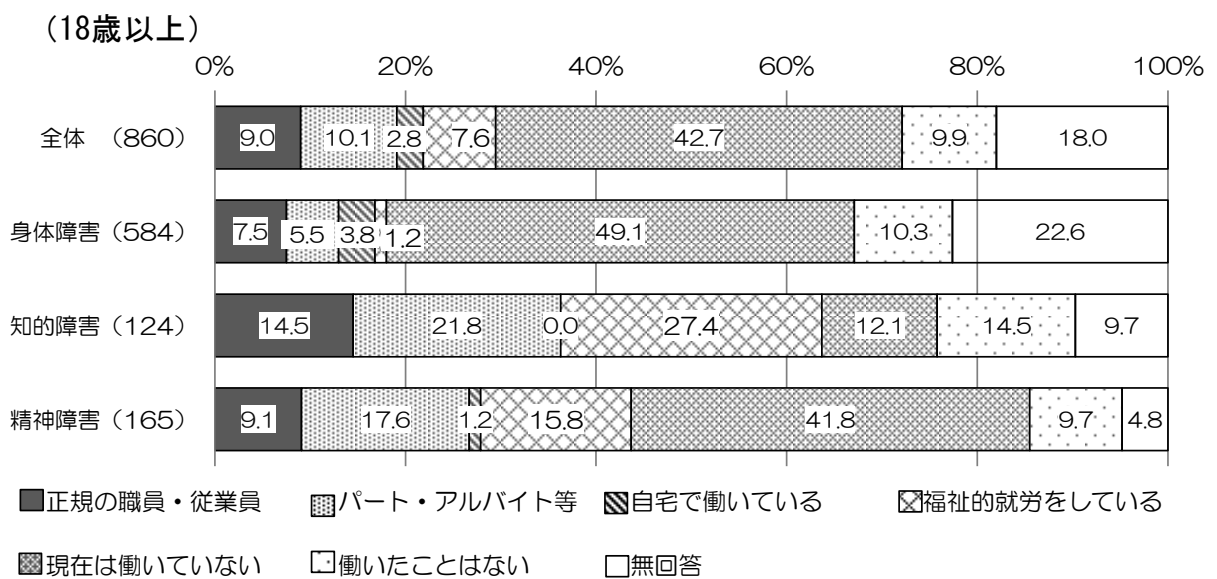
（18歳未満）



(4) 日中活動や仕事について

①現在の就労状況

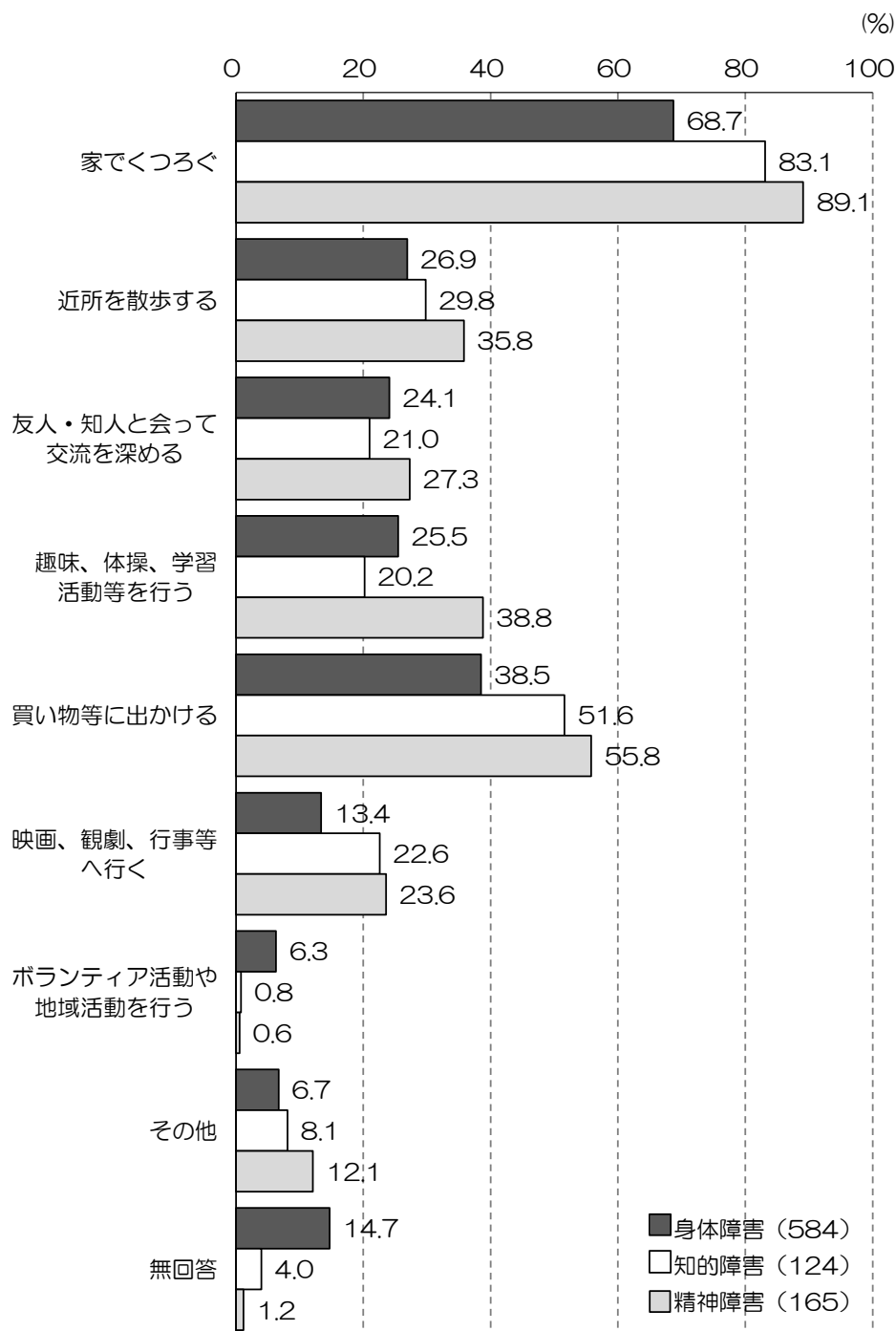
- 身体障害では、「現在は働いていない」が約半数を占めています。精神障害でも「現在は働いていない」が約4割を占めています。
- 知的障害では「福祉的就労をしている」(27.4%) が最も多く、次いで「パート・アルバイト等」(21.8%) となっています。
- 精神障害では「パート・アルバイト等」(17.6%)、「福祉的就労をしている」(15.8%) が多くなっています。



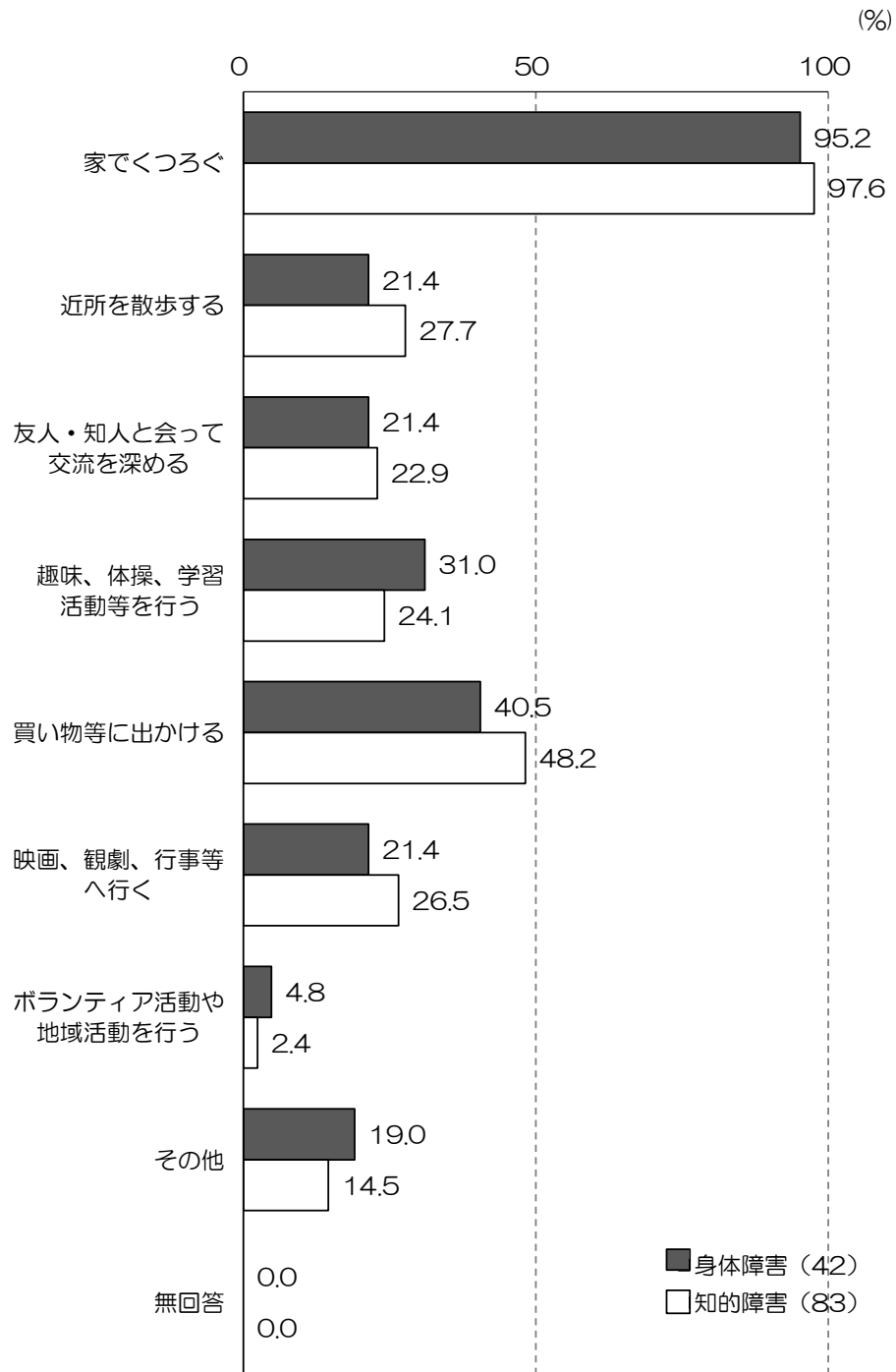
②自由な時間の過ごし方

- 全ての障害の全ての年齢層で「家でくつろぐ」が最も多く、次に「買い物等に出かける」が約4割から5割以上を占めています。

(18歳以上)



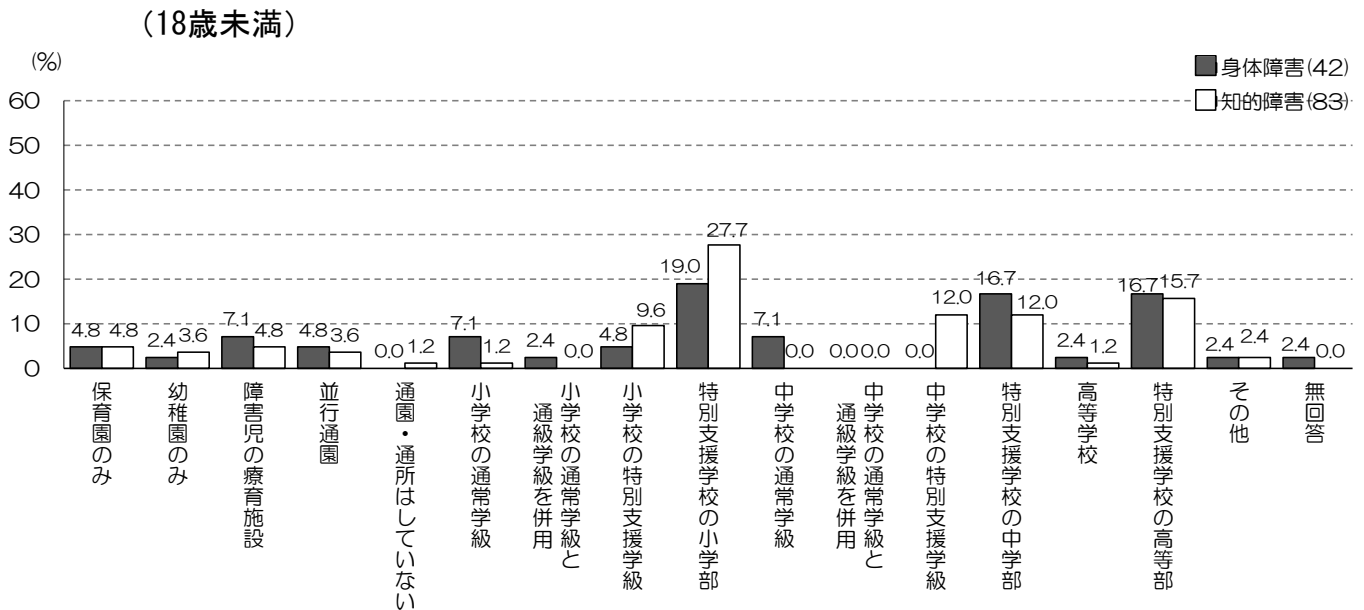
(18歳未満)



(5) 保育・教育・療育について

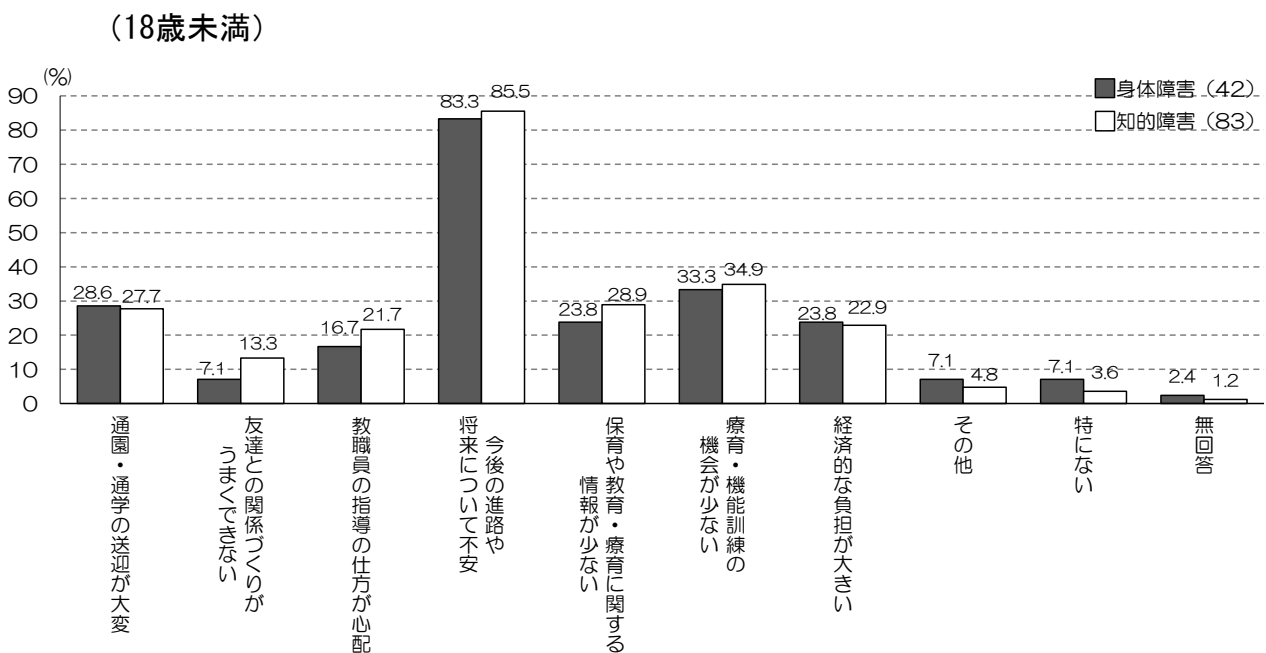
①通園・通学の状況

- 身体障害では「特別支援学校の小学部」(19.0%)が最も多く、次いで「特別支援学校の中学部」、「特別支援学校の高等部」(ともに16.7%)が多くなっています。
- 知的障害では、「特別支援学校の小学部」(27.7%)が最も多くなっています。



②通園・通学や学校生活で困っていること

- 身体障害、知的障害ともに「今後の進路や将来について不安」が8割以上を占め、次いで「療育・機能訓練の機会が少ない」が3割以上となっています。

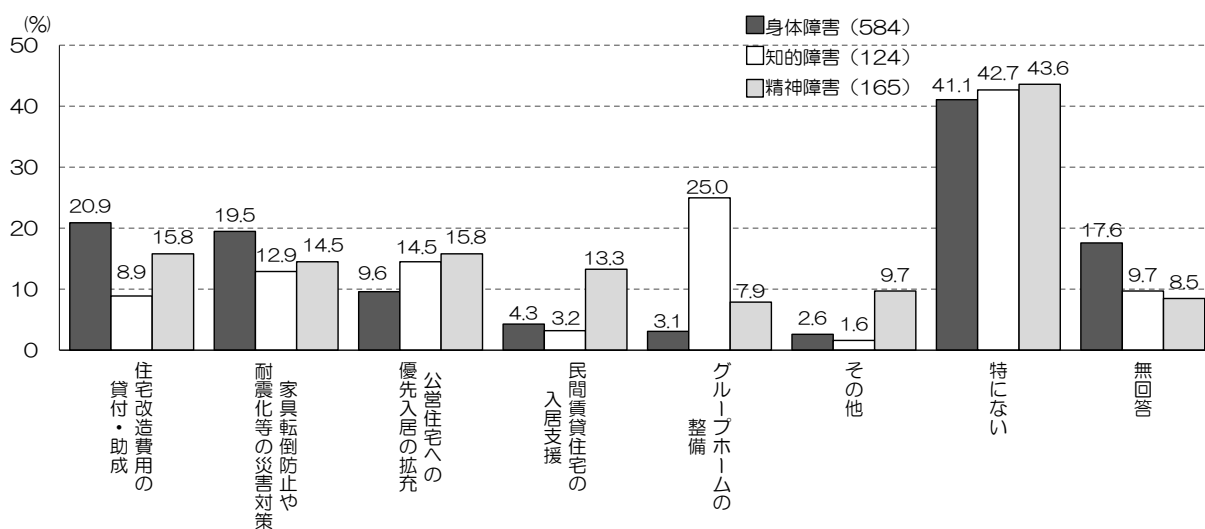


(6) 住まいについて

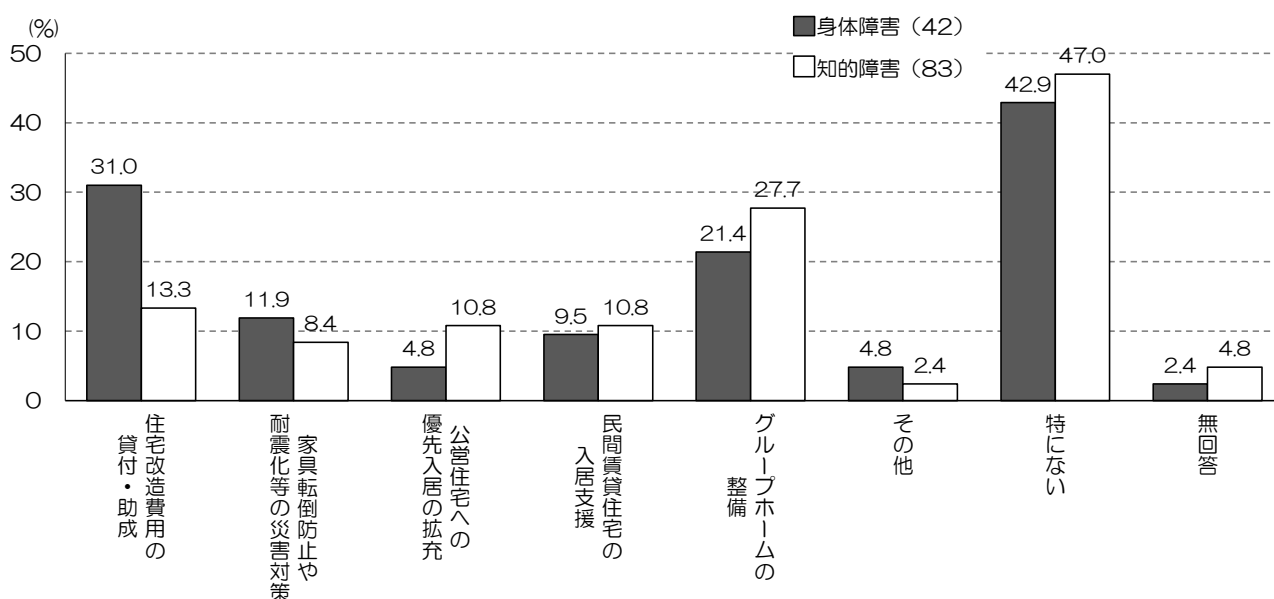
① 住まいに関する必要な支援

- 全ての障害の全ての年齢層で「特にない」が最も多くなっています。
- 身体障害の18歳以上では「住宅改造費用の貸付・助成」(20.9%)、知的障害では「グループホームの整備」(25.0%)、精神障害では「住宅改造費用の貸付・助成」、「公営住宅への優先入居の拡充」(ともに15.8%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 身体障害の18歳未満では「住宅改造費用の貸付・助成」(31.0%)が他の支援と比べて多くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「グループホームの整備」(27.7%)が他の支援と比べて多くなっています。

(18歳以上)



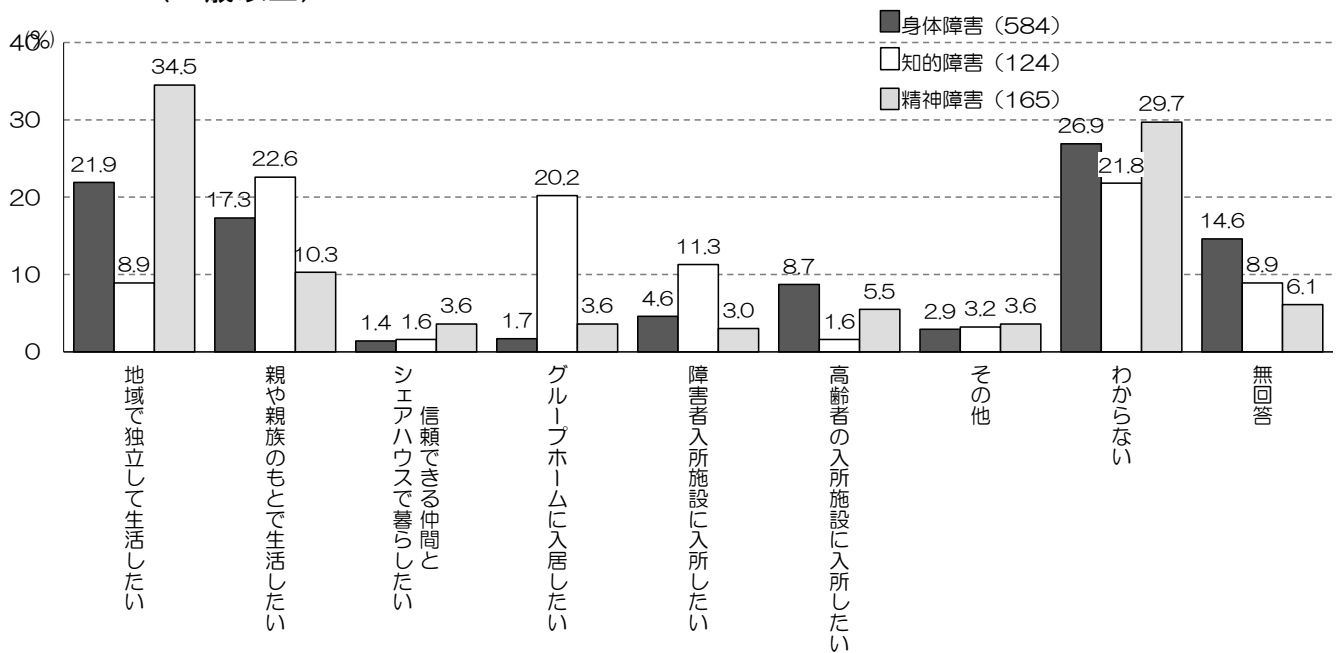
(18歳未満)



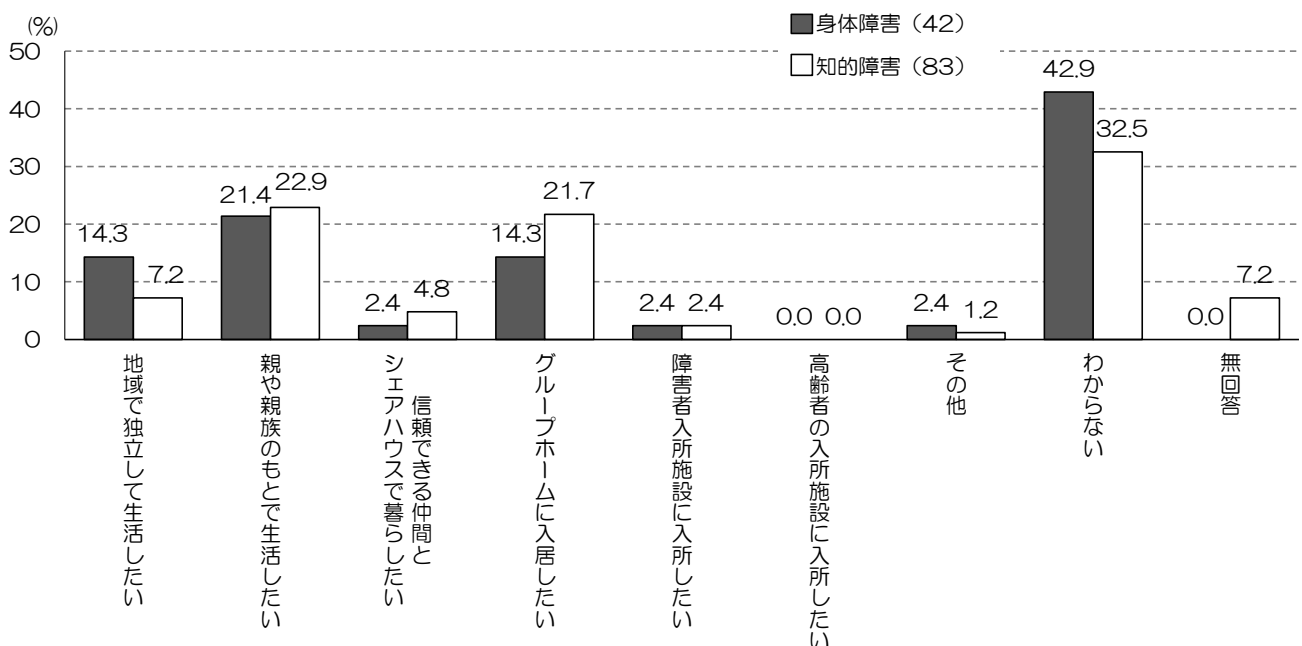
②将来の生活について

- 身体障害は全ての年齢層で「わからない」が最も多くなっています。また、18歳以上では「地域で独立して生活したい」(21.9%)、18歳未満では「親や親族のもとで生活したい」(21.4%)がそれぞれ2割以上となっています。
- 知的障害の18歳以上では「親や親族のもとで生活したい」(22.6%)が最も多くなっています。18歳未満では「わからない」(32.5%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「地域で独立して生活したい」(34.5%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



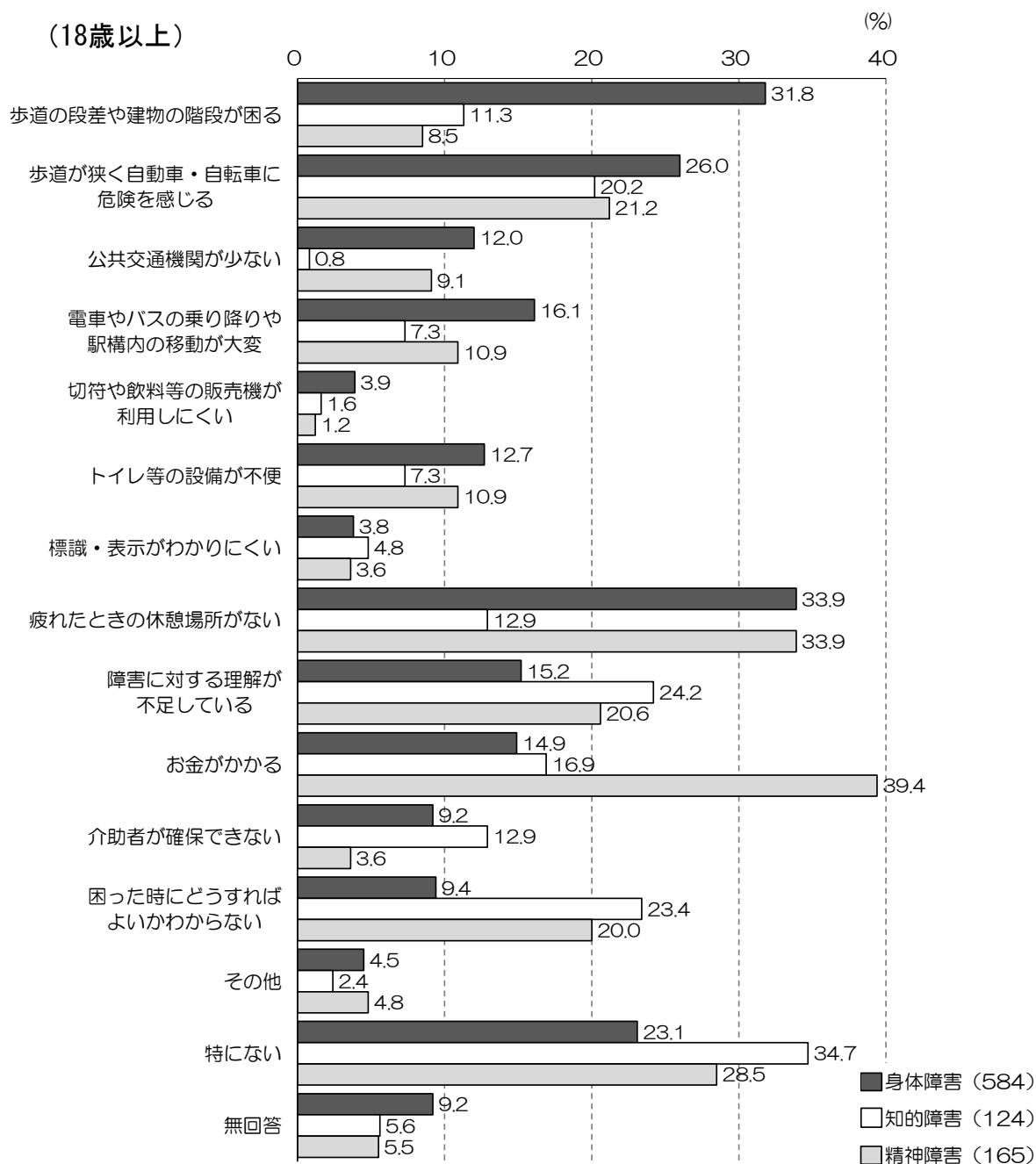
(18歳未満)



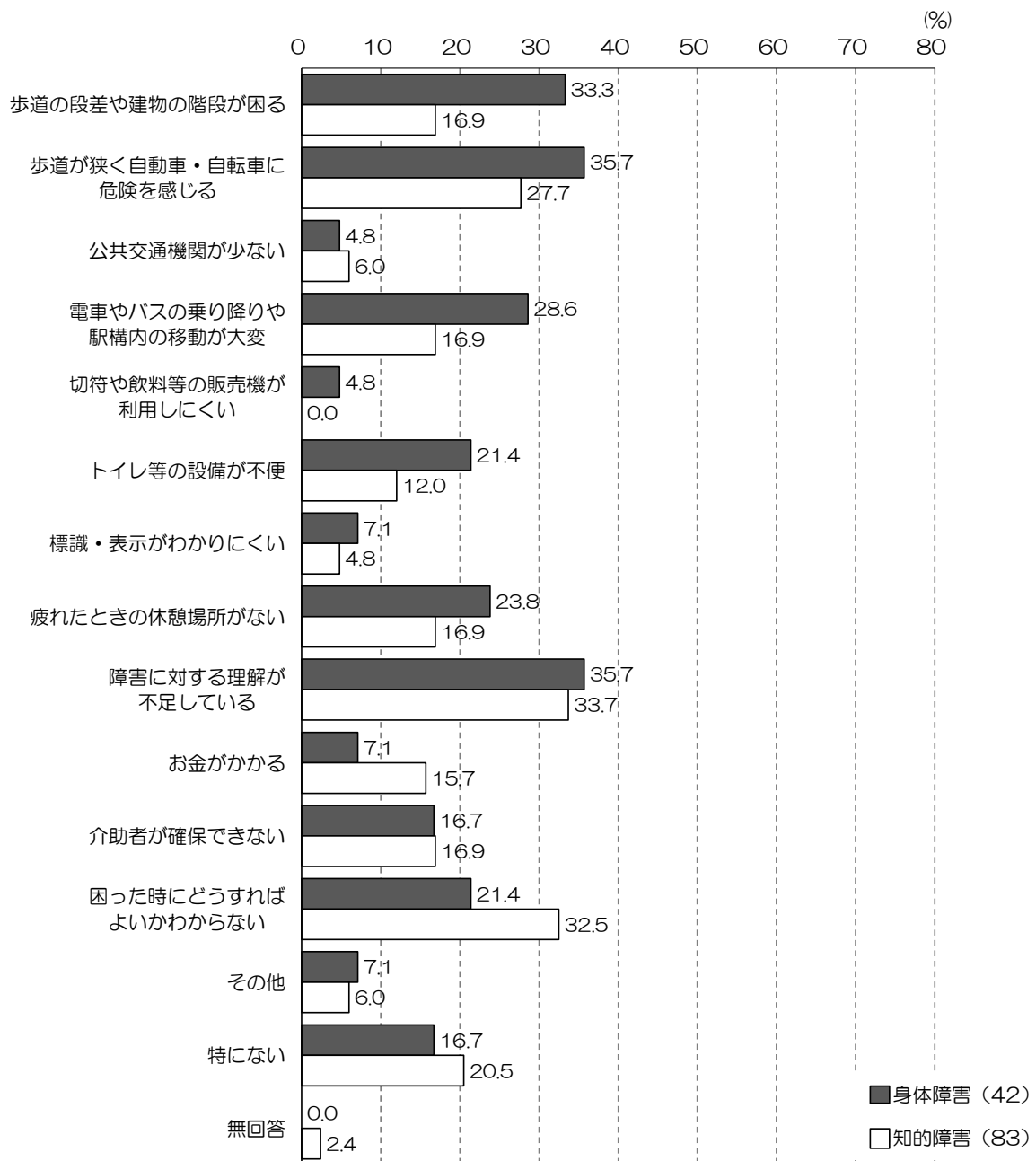
(7) 外出について

①外出に関して困っていること

- 身体障害の18歳以上では「疲れたときの休憩場所がない」(33.9%)が最も多く、次いで「歩道の段差や建物の階段が困る」(31.8%)となっています。18歳未満では「歩道が狭く自動車・自転車に危険を感じる」、「障害に対する理解が不足している」(ともに35.7%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「特にない」(34.7%)が最も多く、次いで「障害に対する理解が不足している」(24.2%)、「困った時にどうすればよいか分からない」(23.4%)となっています。18歳未満では「障害に対する理解が不足している」(33.7%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「お金がかかる」(39.4%)が最も多くなっています。



(18歳未満)

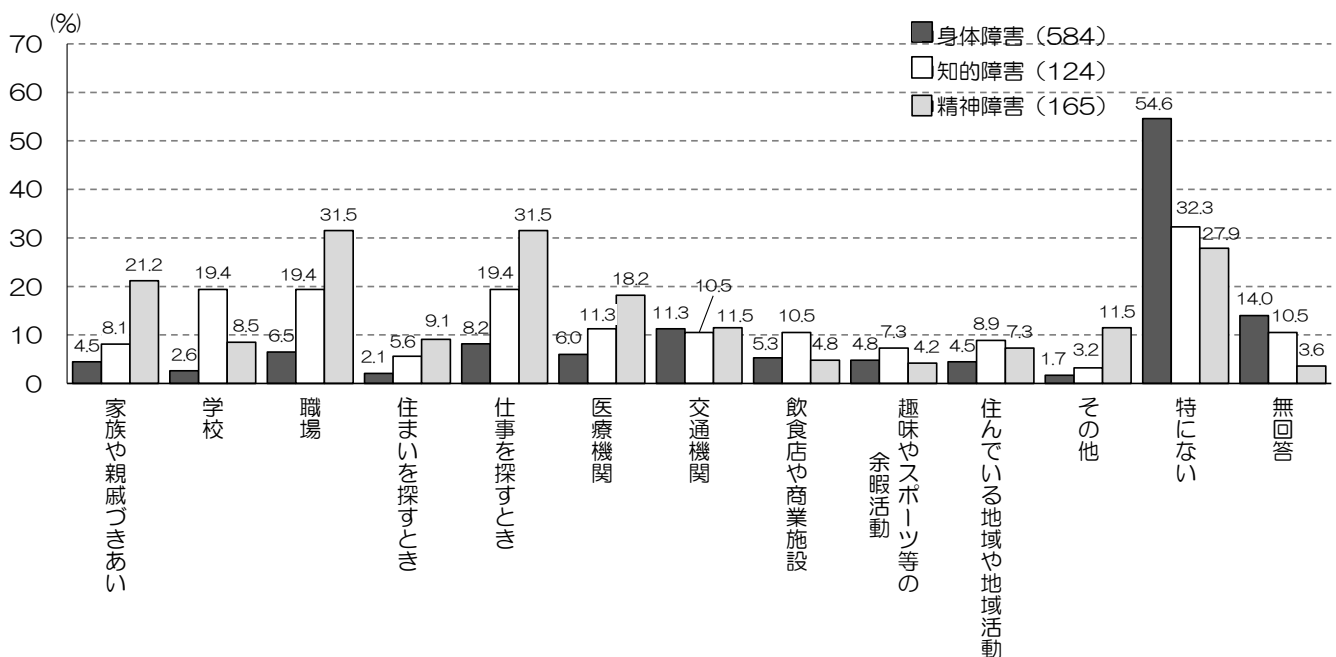


(8) 権利擁護・障害理解について

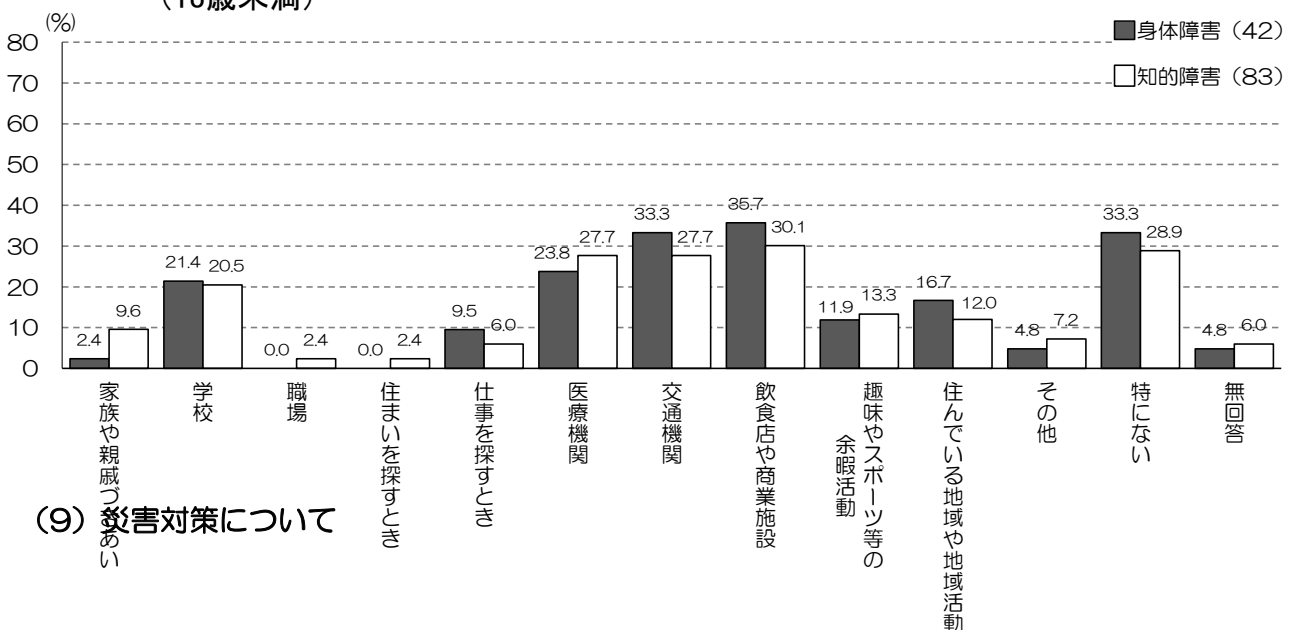
①障害を理由に差別を受けていると感じた場面

- 身体障害及び知的障害の18歳以上では「特にない」が最も多くなっています。また、身体障害では「交通機関」を除く全ての項目で1割未満となっています。知的障害では「学校」、「職場」、「仕事を探するとき」(それぞれ19.4%)が約2割となっています。
- 精神障害の18歳以上では「職場」、「仕事を探するとき」(ともに31.5%)が最も多くなっています。
- 身体障害、知的障害の18歳未満では「飲食店や商業施設」(それぞれ35.7%、30.1%)が最も多くなっています。

(18歳以上)



(18歳未満)



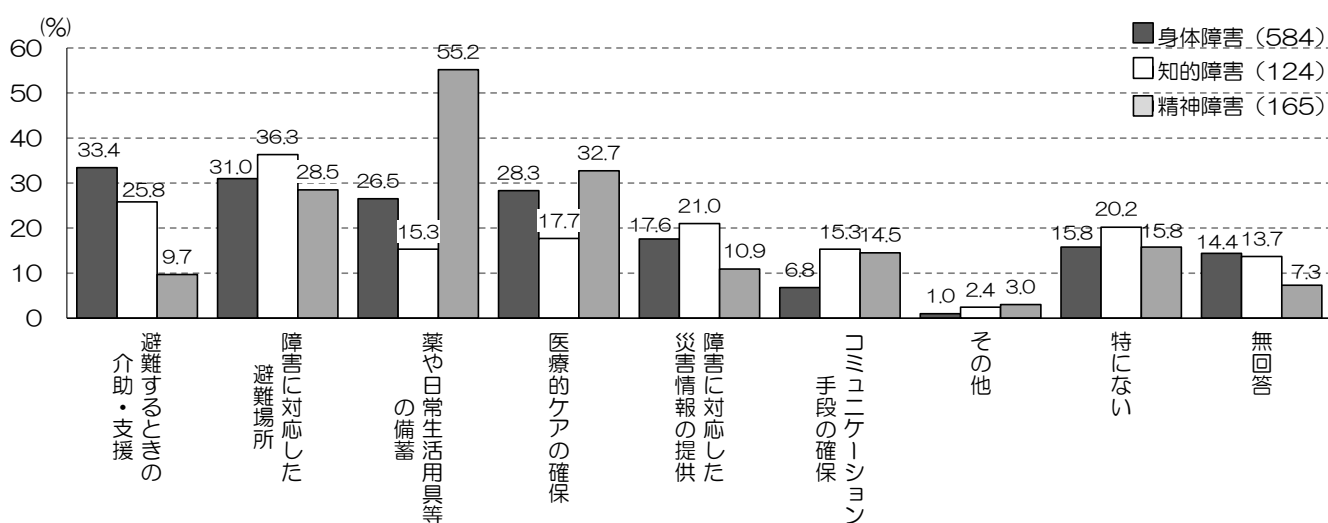
(9) 被害対策について

①

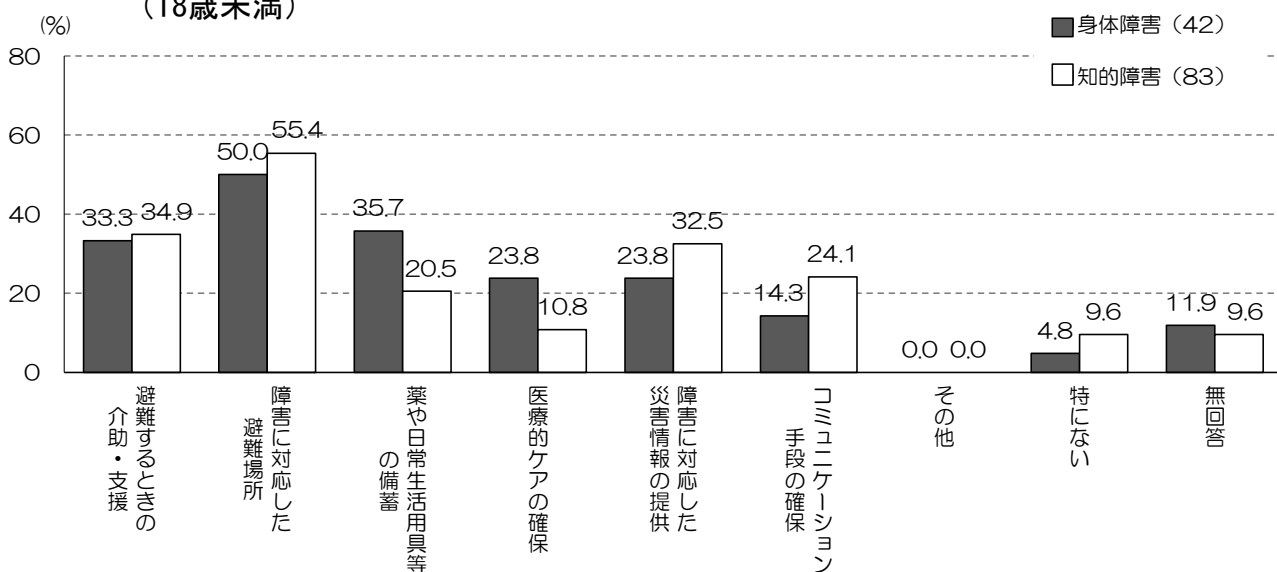
①災害時に必要な支援

- 身体障害の18歳以上では「避難するときの介助・支援」、「障害に対応した避難場所」の順に高く、それぞれ3割以上となっています。18歳未満では「障害に対応した避難場所」(50.0%)が最も多くなっています。
- 知的障害の18歳以上では「障害に対応した避難場所」(36.3%)が最も多くなっています。18歳未満も「障害に対応した避難場所」(55.4%)が最も多くなっています。
- 精神障害の18歳以上では「薬や日常生活用具等の備蓄」(55.2%)が特に多く、次いで「医療的ケアの確保」(32.7%)となっています。

(18歳以上)



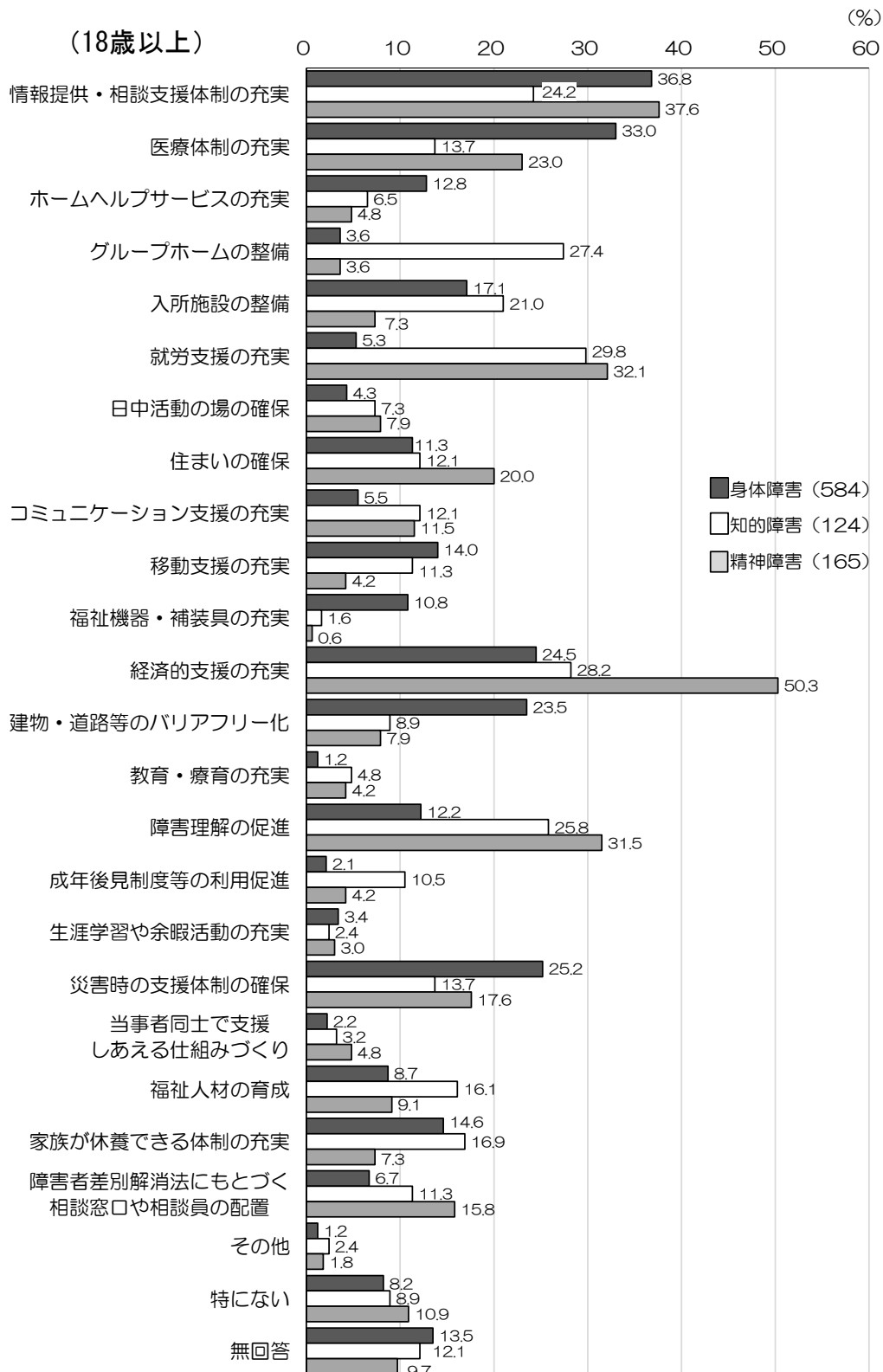
(18歳未満)



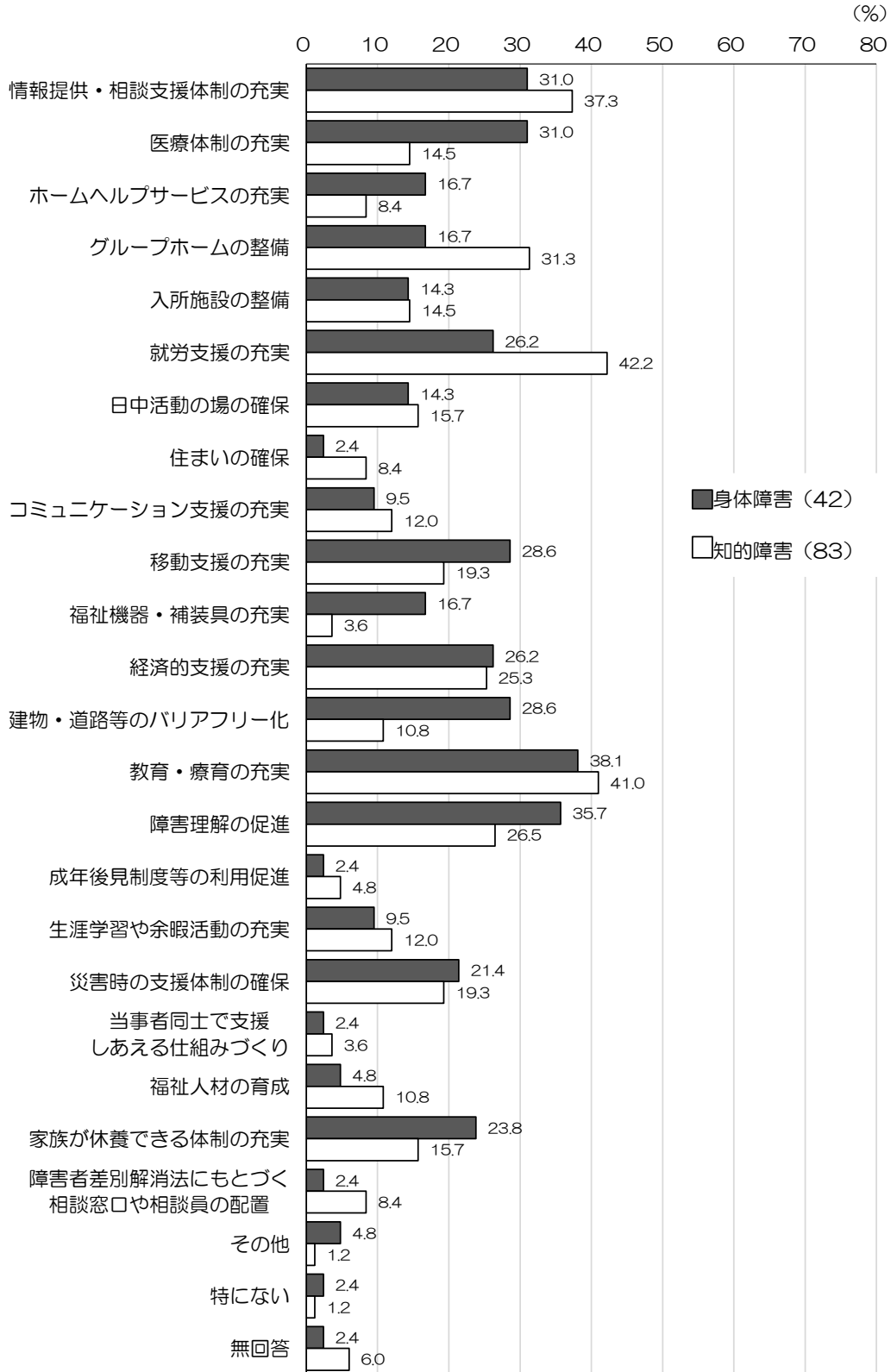
(10) 障害者施策について

① 地域で暮らすうえで市が重点的に取り組むべき施策

- 身体障害、精神障害の18歳以上で、「情報提供・相談支援体制の充実」が3割を超えています。
- 精神障害の18歳以上では「経済的支援の充実」(50.3%) が特に高くなっています。
- 知的障害の18歳未満では「就労支援の充実」(42.2%)、「教育・療育の充実」(41.0%) が4割以上となっています。身体障害の18歳未満でも「教育・療育の充実」(38.1%) が多くなっています。



(18歳未満)



第2節 障害福祉サービス事業所アンケート調査

1 調査目的

第6期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害福祉サービス事業所の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所（36事業所（配布数46））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和2年4月～5月

3 調査内容（項目）

①事業所の概要	2問
②事業運営の概要	7問
③サービスの提供	6問
④利用者本位のしくみづくり	6問
⑤自由意見	1問
合 計	22問

4 回収結果

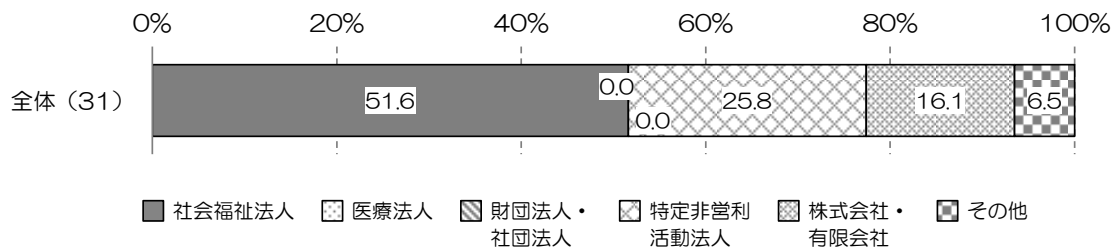
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
46	31	67.4%

5 調査結果のまとめ

(1) 事業所の概要について

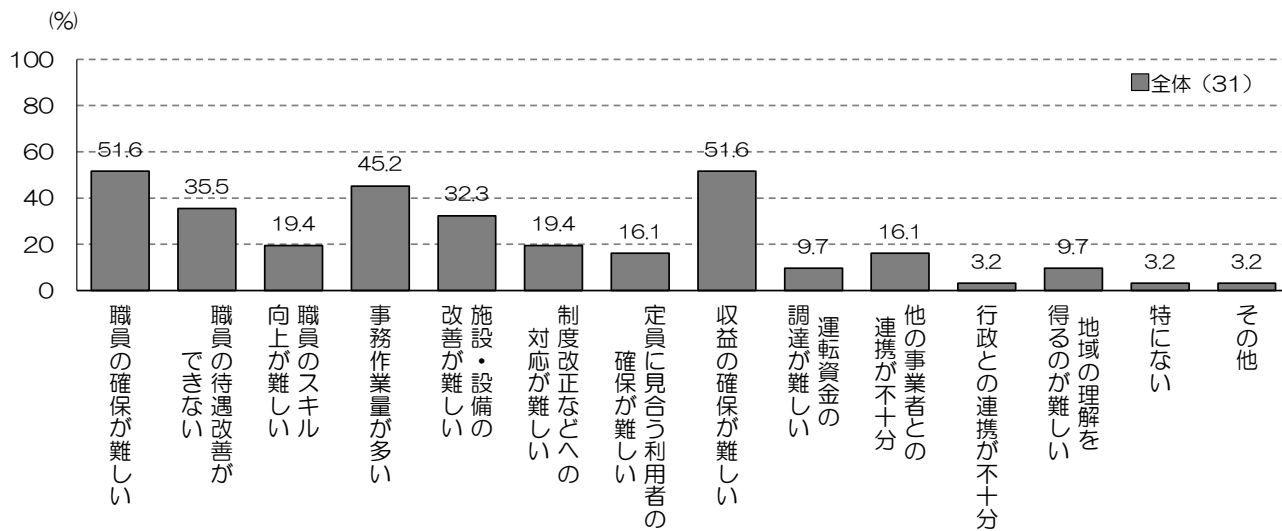
①法人種別

・「社会福祉法人」が全体の半数以上を占めています。



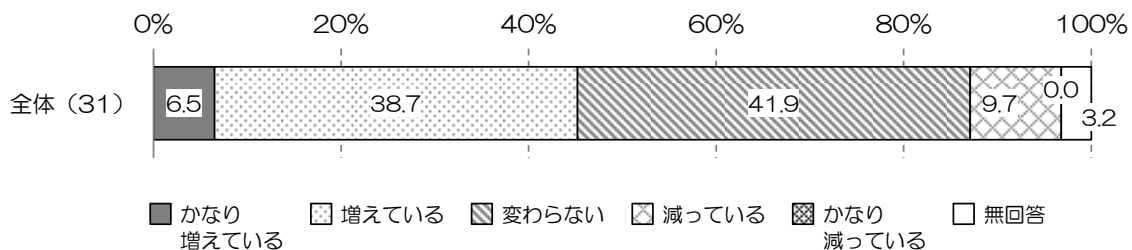
②経営上の問題

・「職員の確保が難しい」と「収益の確保が難しい」(ともに51.6%)が半数以上と多く、次いで「事務作業量が多い」(45.2%)となっています。



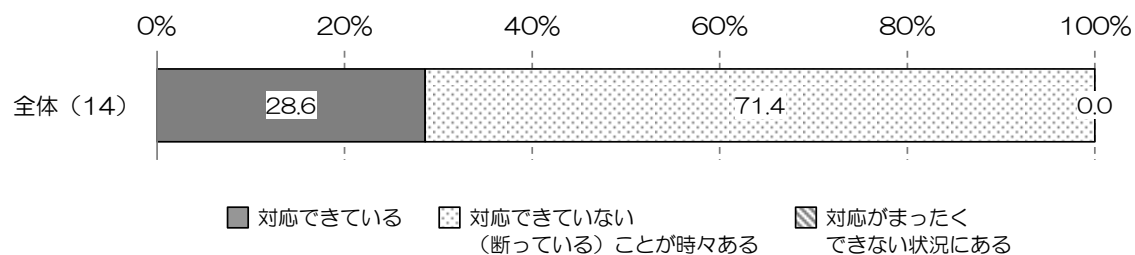
③新規サービス依頼者数の動向

- 「変わらない」(41.9%) が最も多く、次いで「増えている」(38.7%)、「減っている」(9.7%) となっています。



④新規サービス依頼者数への対応

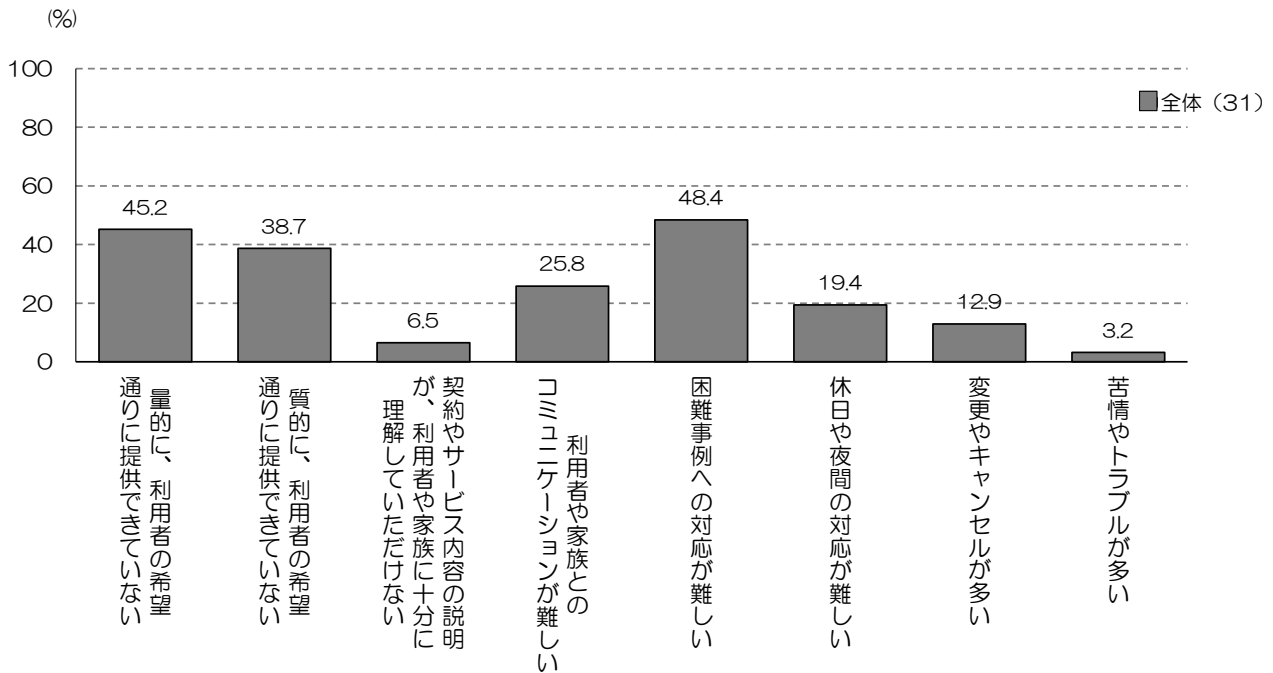
- 「対応できていない(断っている)ことが時々ある」(71.4%) が最も多く、大半を占めています。



(2) サービスの提供について

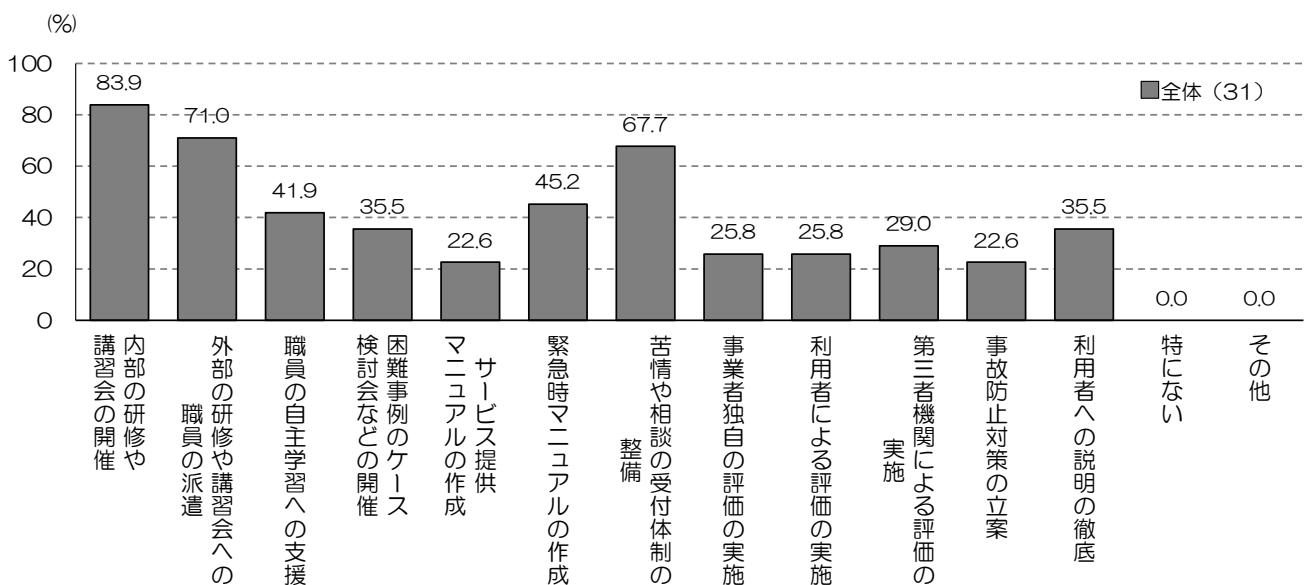
① サービスを提供する上での課題

- ・「困難事例への対応が難しい」(48.4%) が最も多く、次いで「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」(45.2%) となっています。



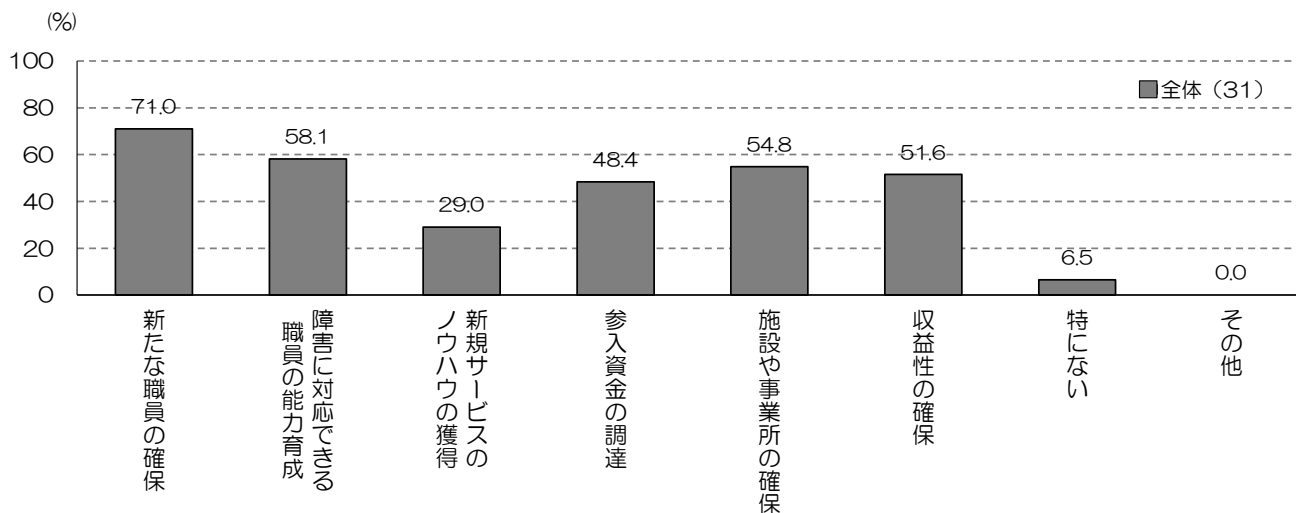
② サービス向上のために行っている取り組み

- ・「内部の研修や講習会の開催」(83.9%) が最も多く、次いで「外部の研修や講習会への職員の派遣」(71.0%) となっています。



③新規サービスに参入する上での課題

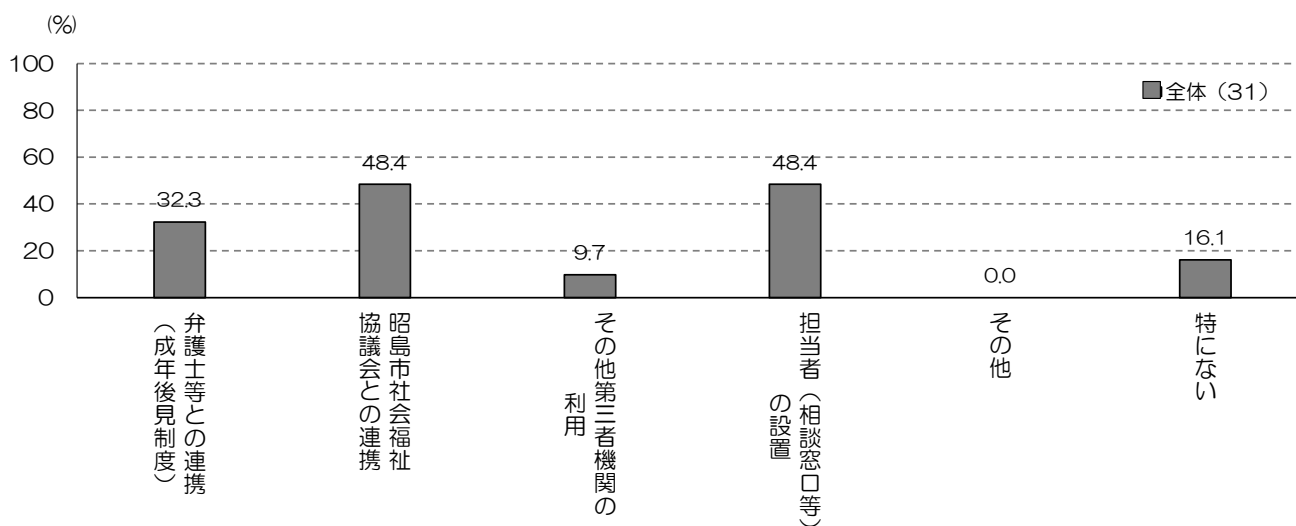
- 「新たな職員の確保」(71.0%)が最も多く、次いで「障害に対応できる職員の能力育成」(58.1%)となっています。



(3) 利用者本位のしくみづくりについて

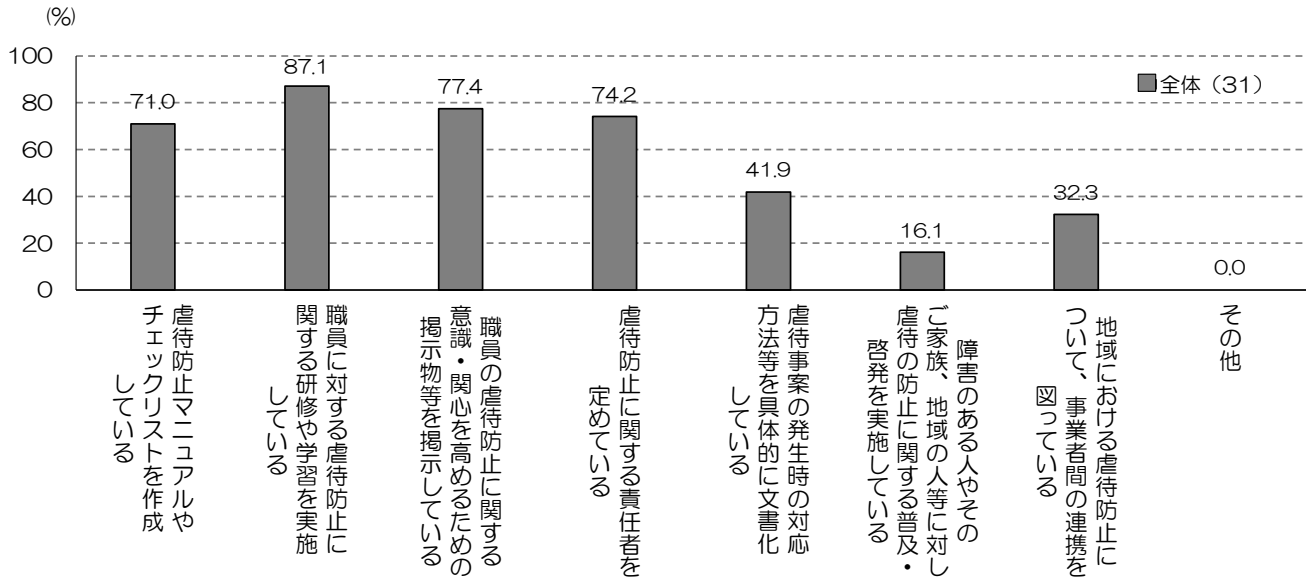
①権利擁護について実施していること

- 「昭島市社会福祉協議会との連携」、「担当者(相談窓口等)の設置」(ともに48.4%)が最も多く、次いで「弁護士等との連携(成年後見制度)」(32.3%)となっています。



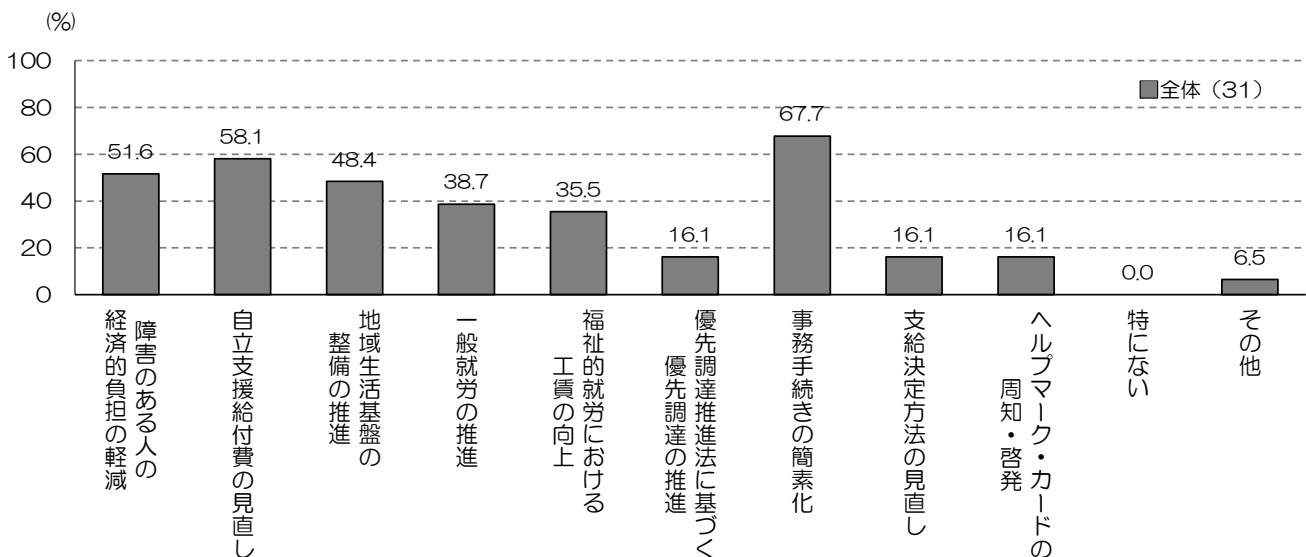
②虐待防止に向けて実施していること

- ・「職員に対する虐待防止に関する研修や学習を実施している」(87.1%) が最も多く、次いで「職員の虐待防止に関する意識・関心を高めるための掲示物等を掲示している」(77.4%) となっています。



③今後の障害福祉施策に期待していること

- ・「事務手続きの簡素化」(67.7%) が最も多く、次いで「自立支援給付費の見直し」(58.1%) となっています。



第3節 障害福祉団体アンケート調査

1 調査目的

第6期昭島市障害福祉計画策定の基礎資料とするため、障害福祉団体の事業状況や今後の事業展開、福祉に対する意見や要望を把握し、今後の障害福祉施策の推進に役立てるために実施しました。

2 調査方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉団体（8団体（配布数8））
- ・調査方法：郵送配布、郵送回収
- ・調査期間：令和2年4月～5月

3 調査内容（項目）

①団体の概要	6問
②障害福祉施策	8問
③自由意見	1問
合 計	15問

4 回収結果

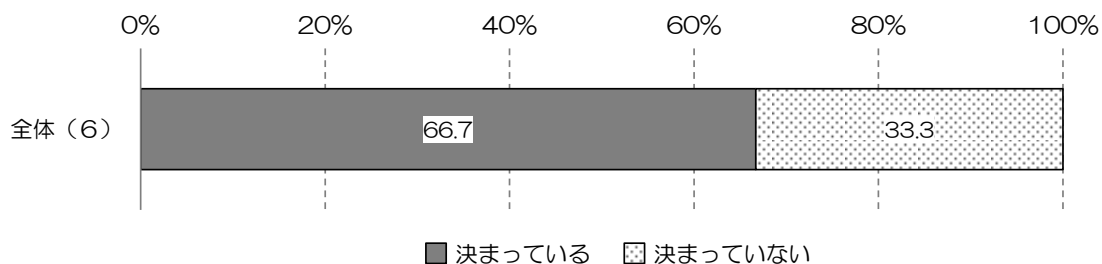
配布数 (A)	有効回収数 (B)	有効回収率 (B/A)
8	6	75.0%

5 調査結果のまとめ

(1) 団体の概要について

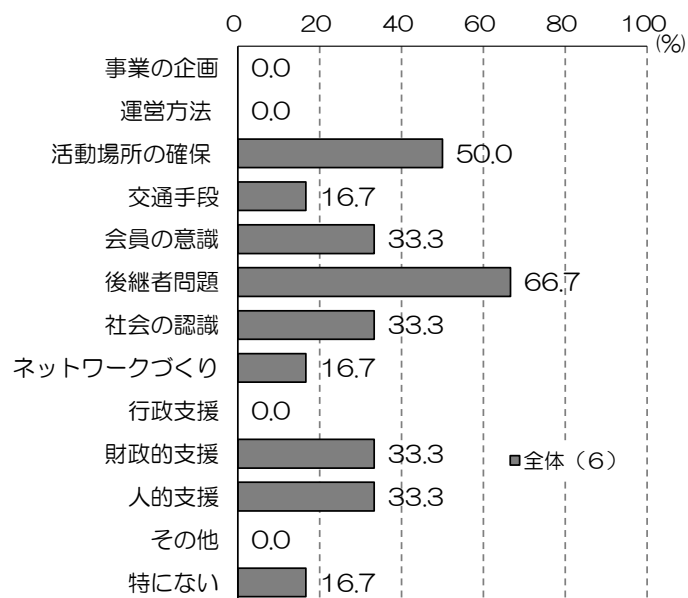
① 主な活動場所

- ・「決まっている」(66.7%) が6割以上となっています。



② 活動する上で困っていること

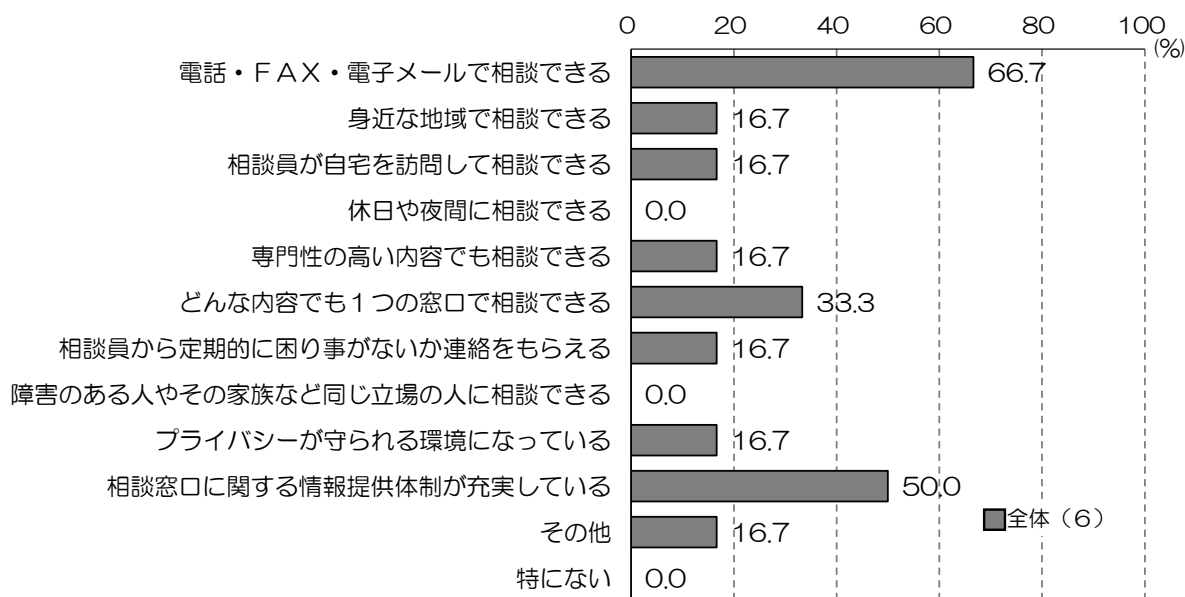
- ・「後継者問題」(66.7%) が最も多く、次いで「活動場所の確保」(50.0%) となっています。



(2) 障害福祉施策について

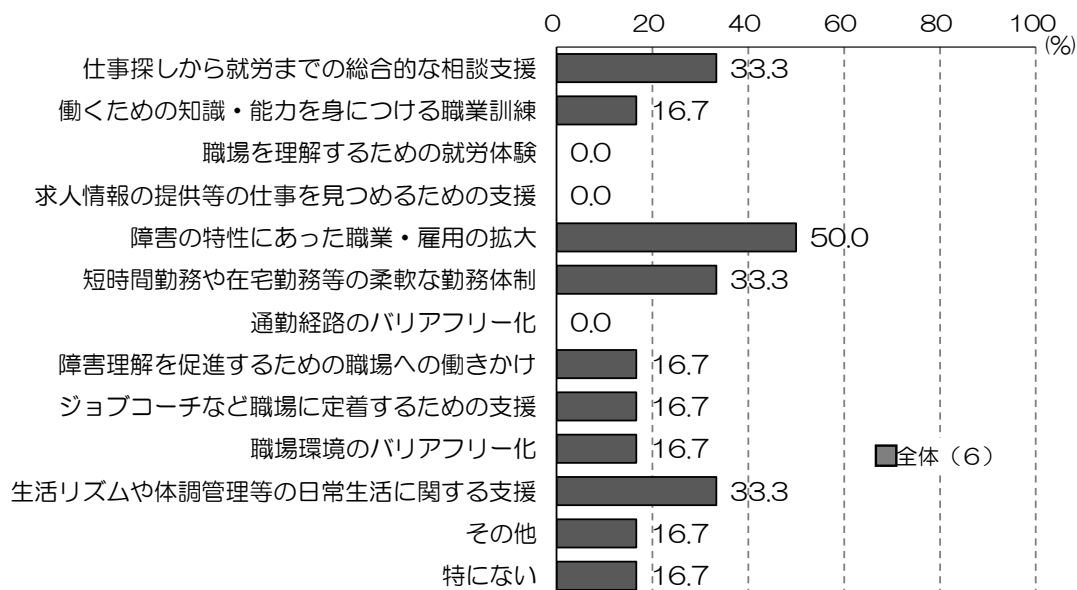
①気軽に相談窓口を利用するために必要なこと

- ・「電話・FAX・電子メールで相談できる」(66.7%) が最も多く、次いで「相談窓口に関する情報提供体制が充実している」が50.0%、「どんな内容でも1つの窓口で相談できる」(33.3%) となっています。



②障害のある人が働くために必要なこと

- ・「障害の特性にあった職業・雇用の拡大」(50.0%) が最も多く、次いで「仕事探しから就労までの総合的な相談支援」、「短時間勤務や在宅勤務等の柔軟な勤務体制」、「生活リズムや体調管理等の日常生活に関する支援」(いずれも33.3%) となっています。



第4節 アンケート調査に関するヒアリング結果

1 目的

障害福祉サービス事業所、障害福祉団体アンケート調査の回答内容を補完することを目的として、ヒアリングを実施しました。

2 方法

- ・調査対象者：昭島市内の障害福祉サービス事業所、障害福祉団体
- ・調査方法：書面によるヒアリング
- ・調査期間：令和2年4～5月

3 ヒアリング内容

- ①事業所として抱えている課題
- ②アンケートの設問に関してのご意見
- ③市の福祉施策についての意見や要望

4 ヒアリング結果のまとめ

ヒアリングにおける主な内容は、次のとおりです。

《人手に関すること》

- ・人手に余裕がなく、職員の研修・育成に力を注げない。
- ・複数の障害がある方などの困難なケースの対応が増えており、人員が必要になる。
- ・新規利用の希望も多くあるが、人手が足りないため利用を限らせてもらうなど、希望に添えないことが多い。
- ・サービス等利用計画の利用数が増加しているが、人手に限りがあるため対応に限界が生じている。人員の増加が求められるが、人件費を賄うことが困難である。

《資金・サービス単価に関すること》

- ・相談や移動支援に関する報酬単価が低く、事業運営の継続が困難。
- ・報酬改定の度に運営が切迫している。
- ・補助金委託等で事業を行っているため、職員の増員が難しく、長期的な事業の継続が難しい。
- ・現状のサービス単価では正規職員を雇用することができず、人手不足にもつながっている。

《就労機会に関すること》

- ・市内での販売件数は減少しており、販売場所の新規開拓が必要。
- ・マイペースで短時間の就労を希望する方に見合った仕事を探すのに苦労している。

《活動場所に関すること》

- 利用者のニーズや作業需要の変化により、現在の建物が使いづらくなったため移転を検討している。
- 感染症対策を行えるような、広い場所を確保するのは家賃の関係で難しい。
- 相談を受けるスペースは衝立で仕切った程度のものであり、プライバシーの確保が難しい。
- 活動場所の予約が取れにくい。

《その他》

- グループホームの入居者募集の際、応募人数に波があり、安定的な入居者の確保が難しい。
- グループホーム卒業者の住まいを探す際に、障害者であることを伝えると物件を紹介してもらえないケースがある。
- 新型コロナウイルスに集団感染した場合の救済措置が不明。